

A decorative rectangular border with a repeating geometric pattern surrounds the title text.

主要貿易書類とその定義

は し が き

ひとつの貿易商品が、売主から買主の手元まで無事確実に届き、代金の受取も終わるまでには、契約から始まり法令に基づく手続、金融、保険、運送、保管、通関、検査検量、等々の各種手続を必要とする。

これら手続のために作成される書類は、おそらく数百種類を超えるであろう。これらの書類は、それぞれに目的を持ち機能を持っているので、これをひとつひとつ整理することを試み、約2年をかけてわが国の輸入手続に関連する主要書類183種についてまとめたものが本書である。

貿易関係書類の目的・機能を明らかにすることは、貿易手続の何であるかを明らかにすることができるとともに、貿易手続簡易化の観点からこれを見れば多くの示唆を与えるものであると考えている。また諸外国の類似の書類との比較も可能となり、国際的な貿易手続の簡易化にも寄与できると考えている。

わが国の貿易に関係する方々の良き参考資料となれば幸甚である。

最後にこの作業に参加いただいた関係各位に深く謝意を表す。

昭和56年3月

財団法人 日本貿易関係手続簡易化協会

書類機能特別委員会()内は前任者

- 委員長 織田 政夫・東京商船大学商船学部教授
- 委員 (森谷 祐吉・伊藤忠商事株流通システム室情報開発チーム課長)
- 藤野 宗夫・伊藤忠商事株流通システム室情報開発チーム課長
- (市川 新雄・ジャパンライン株定期船営業本部企画調整室長)
- 早川 文雄・ジャパンライン株定期船営業本部企画調整室長
- 馬場 紀男・大日通運株京浜支店業務課長
- 市川 渉・社全日本検数協会教育訓練部次長
- (大越 義郎・横浜税関輸出部統計課長補佐)
- 立川 博章・横浜税関輸出部統括審査官(通関第1部門)
- 大崎 正瑠・大妻女子大学専任講師

協力いただいた関係者

- 高取 繁晴・大蔵省関税局輸出課
- 鈴木 泰一・横浜税関輸入部総括第1部門上席審査官
- 島峯 豊・通産省貿易局輸出課
- 富永 信明・通産省貿易局輸出課
- 久我 利明・通産省貿易局輸入課
- 牛島 清・運輸省大臣官房情報管理部情報処理課
- 西川郁太郎・伊藤忠商事株保険部海上保険(輸入)チーム長
- 浜島 文雄・伊藤忠商事株財務部外国為替第1課長補
- 嶋 洋文・ジャパンライン株定期船営業本部企画調整室
- 宮原 和彦・ジャパンライン株定期船営業本部企画調整室長代理
- 湯川 豊一・ジャパンライン株業務部査業課長
- 渡辺 恒彬・ジャパンライン株定期船部ニュージーランド課長代理
- 高安昭之助・東京銀行株事務管理部審議役

- 事務局 湊 恒生・常務理事・事務局長
- (中村 日丸・業務第3部長)
- 坂本 理枝

主要貿易書類とその定義

目 次

はしがき

委員名簿

本書編集のあらまし	1
A 契約・取引関係	5
B 輸出通関・船積関係（許認可関係を除く）	13
C 陸揚・輸入通関関係（許認可関係を除く）	33
D 海上保険関係	47
E 銀行関係	57
F 許認可関係	77
日本文索引	101
英文索引	106

本書編集のあらまし

本来、商品の輸出入に際しては、契約から引渡しおよび決済までの間にそれぞれの段階で必要とされる各種手続のために、企業、団体および官庁などの間で数多くの多様な書類が作成され、交換される。現在、わが国で使用されているこのような「貿易関係書類」の目的および機能を明確にし、「貿易手続簡易化」のための基礎資料に供することを目的として、専門家による委員会によって作業が進められた。

貿易に関連して作成される書類は、これを収集してみると実に膨大な数になることがあらためて認識されたが、次のようなおおよその基準に基づいて検討の対象とする書類の範囲を限定した。

- (1) 商品の輸出入貿易に関連して現在わが国で作成されている書類をできるだけ広く対象とする。
- (2) ただし、業界間ないし業界と官庁との間に渡る書類に限定し、企業内部で用いるために作成される書類は、省くことにする。
- (3) また、上記の対象範囲内の書類でも、まれにしか使用されない書類や極めて特殊な書類は後回しとし、時間的余裕のあるかぎりにおいて対象とする。

このような選択基準に従い、JASTPRO がそれまでに収集した資料から検討対象書類を拾い出すとともに、これら資料に含まれていないものをあらたに追加し、選択基準に合致しながら脱落した書類のないように心がけた。

個々の書類の目的および機能等の定義づけの検討作業に当たっては、各書類ごとに1枚のカードに記入する方式をとった。そして、定義の原案作成は、各委員がそれぞれの専門分野に応じて分担し、これを委員会で検討して整理する、という手順で検討作業が進められた。

カードに記入された書類の目的および機能等の定義に関する検討項目について説明すると、

「書類名」については、通常業界で呼称されている書類名を記した。この場合、できるだけ日本名とし、必要なものにかぎり英字名を付記した。ただし、通常英字名で呼称され、適切な日本名のないものは、英字名をカナ書きにした。複数の名称のある書類

については、これらを併記あるいは代表的な名称を記し、他の名称は「摘要／備考」欄に示した。一方、同一名称で複数の機能を有している書類については、カードを別にして、それぞれ個別に定義づけた。法定書類については、正式名称を記し、通常用いられている略称がある場合にかぎりこれを「摘要／備考」欄に示した。

「発行者」については、建前を主体とし、その書類に最終的責任を有する者を指す。その書類の「発行者」と「作成者」とが異なる場合は、「作成者」を別に併記することにした。

「発行時期」については、その書類が作成され発行される“一般的”な時期をなるべく具体的に表わすようにした。

「発行部数」は、“標準的”な対外発行部数を指し（法定のものもある）、業界間または業界と官庁との間を渡る書類の枚数を基準とし、社内用として作成されるコピー等の枚数は除外した。記号*N*は必要枚数が確定していないことを示す。

「宛先」は、その書類が渡される相手方を指し、これが複数になる場合はそれらを併記した。

「目的／機能」については、その書類が複数の目的なり機能を有する場合は、そのうちの“主たる”目的なり機能のみをこの欄に記し、他の従たる、あるいは付随する機能は「摘要／備考」欄に記述した。この場合、建前を主体に考え、建前から離れた実態については必要に応じて「摘要／備考」欄に示した。しかし、建前と実際との相違の良し悪しの評価および同一書類の諸外国における目的や機能との比較検討は、作業領域外として行われていない。このほか、社内的な機能は省くことにした。

「摘要／備考」は、その書類の他の呼称、その書類が基礎になって作成される書類名またはその書類が基礎とする他の書類名、従たる書類機能、根拠法規、様式、他の書類とワンライティングで作成されるものかどうか、等が記載される欄として利用された。

以上のような作業基準に基づいて、本書に収録した書類件数は、183を数えた。これらを6つのカテゴリーに大別して、次のような順序で配列した。各書類に付してある通し番号は、それぞれのカテゴリーの中で輸出入にともなう書類発生の凡その時間的順序に従っている。

A	契約・取引関係	15
B	輸出通関・船積関係	38
C	陸揚・輸入通関関係	25
D	海上保険関係	18
E	銀行関係	40
F	許認可関係	47
	計	183

A 契約・取引関係

- | | | | |
|-----|----------|------|--------------|
| A-1 | 定 価 表 | A-9 | 商業送り状; 仕入書 |
| A-2 | 見 積 書 | A-10 | 梱包明細書; 包装明細書 |
| A-3 | オファー・シート | A-11 | 原産地証明書 |
| A-4 | 注 文 書 | A-12 | 領事送り状 |
| A-5 | 注文請書 | A-13 | 税関送り状 |
| A-6 | 売 約 書 | A-14 | 航海用船契約書 |
| A-7 | 買 約 書 | A-15 | 定期用船契約書 |
| A-8 | 契 約 書 | | |

A - 1

定 価 表 Price List

発 行 者 (作 成 者)	発 行 時 期	発 行 部 数	宛 先
輸 出 者	引合いを受けた時	1	輸 入 者

目的／機能

商品の品名、品種、値段、積出可能時期、コード番号、サンプル番号などを記載した書類である。

摘要／備考

A - 2

見 積 書 Quotation ; Estimate

発 行 者 (作 成 者)	発 行 時 期	発 行 部 数	宛 先
輸 出 者	引合いを受けた時	1	輸 入 者

目的／機能

取引価格およびその他取引基本条件などの見積りを明示した書類である。

摘要／備考

A - 3

オファー・シート
Offer Sheet

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
輸出者	引合いを受けた時	1	輸入者

目的/機能

輸出者が価格を主とし品名、数量、船積時期、支払方法などの売買条件を有効期限付で輸入者に明示した書類である。

摘要/備考

輸出者はオファー有効期限内の売買条件の変更を認められない（これを Firm Offer という）。輸入者は有効期限内にこのオファーを承諾（accept）すれば契約は成立する。輸入者から逆になんらかの条件提示（これを Counter Offer という）があれば、これに対する輸出者の承諾をもって契約は成立する。

A - 4

注文書
Order Sheet

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
輸入者	発注時	1	輸出者

目的/機能

注文を確認し品名、規格、数量、単価、金額、納期、建値、代金決済方式などを明記した書類である。

摘要/備考

注文請書
Acceptance of Order; Acknowledgement of Order; Confirmation of Order

A - 5

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
輸出者	受注時	1	輸入者

目的/機能	摘要/備考
<p>輸入者からの受注を確認し、輸出契約条件を具体的に明記した書類である。</p>	

売約書
Sale(s) Note

A - 6

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
輸出者	売買契約締結時	1	輸入者

目的/機能	摘要/備考
<p>輸入者への販売を確認し、輸出契約条件を具体的に明記した書類である。</p>	<p>注文請書と類似の機能を有する書類で、商品または企業などによって売約書と注文請書の両者が使い分けられている。</p>

A - 7

買約書
Purchase Note

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
輸入者	売買契約締結時	1	輸出者

目的/機能	摘要/備考
注文を確認し、輸入契約条件を具体的に明記した書類である。	<p>(1) 注文書と類似の機能を有する書類で、商品または企業などによって注文書と買約書が使い分けられている。</p> <p>(2) Purchase Contract と呼ばれている。</p>

A - 8

契約書
Contract

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
輸出入契約当事者	売買契約締結時	2	輸出入契約当事者

目的/機能	摘要/備考
売買契約の締結および契約条件を確認する書類である。	継続的な取引の多くについては、基本的・一般的取引条件を定めた協定書 (Agreement on General Terms and Conditions of Business) を毎回の契約に適用することもある。

A - 9

商業送り状；仕入書
Commercial Invoice

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
輸出者	通関手配前	N	輸入者, 税関, 銀行
<p>目的/機能</p> <p>(受取先) (機能)</p> <p>(1) 輸出者: 船積貨物の案内 (商品明細, 取引条件価格, 数量, 金額など) および代金の請求書。</p> <p>(2) 輸入者: 契約履行の確認 (船積商品, 取引条件, 価格, 数量, 金額など)。 輸入申告書に添付。転売準備資料。</p> <p>(3) 税関: 輸出入申告書添付必要書類</p>		<p>(関税法68条)。申告と貨物の同一性の確認。課税標準の決定, 便益関税の適用。</p> <p>(4) 通関業者: 輸出入申告書作成資料。</p> <p>(5) 銀行: 為替手形に随伴する主要書類。</p> <p>(6) 保険業者: 事故金額算定資料。</p> <p>(7) 海運同盟 (一部): 運賃率適用点検。</p> <p>摘要/備考 JASTPRO により標準様式が制定されている。</p>	

A - 10

梱包明細書；包装明細書
Packing List ; P/L

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
輸出者	輸出申告前	3~N	輸入者
<p>目的/機能</p> <p>貨物の梱包ごとの明細 (内容, 数量, 正味重量, 総重量, 容積, 荷印, 荷番号, 注文番号など) を記載した書類である。</p>		<p>摘要/備考</p> <p>(1) 輸出入通関手続および揚地荷捌に利用されることもある。</p> <p>(2) 検量業者の施検の際の参考資料として利用される。</p> <p>(3) 個品貨物の事故発生部分の確認のため使用されることもある。</p> <p>(4) JASTPRO により標準様式が制定されている。</p>	

A - 11

原産地証明書
Certificate of Origin

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
輸出：商工会議所，輸出組合 輸入：在外発行機関 輸出者	荷為替取組前（通例） または船積案内送付前 （上記以外の時）	1	輸入者
目的／機能 輸入：特定国からの特定商品について，有利な税率の特典（特惠関税，便益関税など）の適用を受けるために，その国の原産であることを証明する書類である。 輸出：輸入者の要求により日本の原産であることを証明する書類である。		摘要／備考 (1) 本邦輸入貨物に対して特惠制度に要される様式はF-48を参照のこと。 (2) JASTPROにより標準様式が制定されている。	

A - 12

領事送り状
Consular Invoice

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
輸入国の在日領事 輸出者	荷為替取組前（通例） または船積案内送付前 （上記以外の時）	1	輸入地税関（輸入者経由）
目的／機能 輸入国の税関の要求により在日領事が査証した送り状である。		摘要／備考 中・南米諸国，フィリピンなどの特定の仕向国に対して必要であるが，廃止の方向にある。	

A - 13

税関送り状
Customs Invoice

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
輸出者	荷為替取組前 (通例) または船積案内送付前 (上記以外の時)	1	輸入地税関 (輸入者経由)
<p>目的/機能</p> <p>輸入国の税関の要求により輸出者が輸出貨物に関して作成し署名した書類である。</p>		<p>摘要/備考</p> <p>米国, カナダ, ニュージーランド向けなどに必要である。 国ごとにフォームが異なる。</p>	

A - 14

航海用船契約書
Voyage Charter Party

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
運航業者, 荷主 (用船者) およ び仲立人	航海用船成約後	1 ~ 3	契約当事者
<p>目的/機能</p> <p>本契約書は, 一方の荷主 (用船者) がある港から他の港へ貨物の輸送を目的とし, また他方の運航業者は運賃の取得を目的とし, 両者の間で「航海」を単位として「貨物」を対象に締結される運送契約の詳細を明示した書類である。</p>		<p>摘要/備考</p> <p>一般に各種の標準書式が利用されている。</p>	

A - 15

定期用船契約書
Time Charter Party

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
船主、用船者および仲立人	定期用船成約後	1～3	契約当事者

目的／機能

本契約書は、一方の用船者が乗組員配乗の船舶を一定期間にわたり専用することを目的とし、また他方の船主は一定期間にわたり安定した用船料収入を獲得することを目的とし、両者の間で「期間」を単位として「船舶」を対象に締結される用船契約の詳細を明示した書類である。この契約は、その履行にともなう船舶経費と運航上の危険を船主が負担し、これに対し用船者は当該船舶専用の対価として約定した用船料を支払うとともに、運航費を負担することを基本的内容とする。

摘要／備考

航海用船契約と同様に、一般に各種の標準書式が利用されている。

B 輸出通関・船積関係

- | | | | |
|--------|--------------------|--------|--------------------------|
| B - 1 | 船積依頼書 | B - 21 | ドック・レシート |
| B - 2 | 船積依頼書 | B - 22 | 本船受取証 |
| B - 3 | 出庫指図書；荷渡指図書 | B - 23 | 船荷証券 |
| B - 4 | 船積指図書 | B - 24 | 複合運送証券；複合運送船荷証券 |
| B - 5 | 船積申込書 | B - 25 | 海上貨物運送状 |
| B - 6 | 貨物送り状 | B - 26 | フォワードーズ・レシート |
| B - 7 | 輸出貨物) 搬入届
外国貨物) | B - 27 | コンテナ・ロード・プラン |
| B - 8 | 輸出貨物搬入届 | B - 28 | バンニング・レポート |
| B - 9 | 入庫報告書 | B - 29 | コンテナ詰貨物証明書 |
| B - 10 | 保管台帳；在庫台帳 | B - 30 | コンテナ貨物証明書(輸出) |
| B - 11 | 検量申込書 | B - 31 | イクイップメント・レシート(搬出) |
| B - 12 | 容積重量証明書 | B - 32 | イクイップメント・レシート(搬入) |
| B - 13 | 検数作業依頼書 | B - 33 | コンテナ貨物搬入票 |
| B - 14 | 輸出貨物) 搬出届
外国貨物) | B - 34 | 積卸しコンテナ一覧表；コンテナ
・リスト |
| B - 15 | 輸出貨物搬出届 | B - 35 | カーゴ・マニフェスト |
| B - 16 | タリー・シート(1) | B - 36 | 鑑定書(船積時における積付に関する
検査) |
| B - 17 | タリー・シート(2) | B - 37 | 吃水鑑定書 |
| B - 18 | 舁送り状 | B - 38 | 分析(成績)証明書；貨物(成分)
証明書 |
| B - 19 | 舁積付表 | | |
| B - 20 | 陸積報告書 | | |

B - 1

船積依頼書 Shipping Instructions ; S/I

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
輸出者 輸出者または船積を依頼した海貨業者	L/C受領後～通関前	1～2	海貨業者
目的/機能 (1) 海貨業者に船積業務の代行を依頼する書類である。 (2) B/L作成のための参考原本として利用するとともに、船積に関する注意事項を指示した書類である。		摘要/備考	

B - 2

船積依頼書 Shipping Instructions ; S/I

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
海貨業者	輸出者指図後	3～5	検数業者および検量業者
目的/機能 (1) 検数業者および検量業者に作業を依頼する書類である。 (2) 船積に関する注意事項を指示した書類である。 (3) 検数業者が上屋受・船積などの立会いに必要な書類である。 (4) 検量業者が検量・検才を行うについて必要な書類である。		摘要/備考 輸出者の発行する船積依頼書を受けて作成される。	

B - 3 出庫指図書(摘要1) ; 荷渡指図書(摘要2)

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
海貨業者, 倉庫業者, CFSオペレーター, 輸出者, 船社(摘要2)	搬出前	1	海貨業者, 倉庫業者, Landing Agentまたは現場荷役業者
目的/機能 船積貨物または陸揚貨物の引渡し, または返品のための搬出を指示する書類である。		摘要/備考 (1) 船積依頼書で代用する場合も多い。 (2) 船社がLanding Agent (またはCFSオペレーター) に対する引渡し指図書(Delivery Order)として利用される書類でもある。	

B - 4 船積指図書 Shipping Order; S/O

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
船社, 海貨業者	船積前	1	船長(海貨業者経由)
目的/機能 船長に対する船積の指図書類である。		摘要/備考 (1) Shipping Application, Mate's Receipt およびB/Lマスターとワンライティングで海貨業者が作成する。 (2) 船積荷役の便に供することもある。 (3) JASTPRO により標準様式が制定されている。	

B - 5

船積申込書 Shipping Application; S/A

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
輸出者 海貨業者	船積前	1	船社
目的/機能 船積を依頼するとともに、B/L記載内容を伝達する書類である。		摘要/備考 Shipping Order, Mate's Receipt, それにB/Lマスターとワンライティングで海貨業者が作成する。	

B - 6

貨物送り状

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
メーカー 運送業者 梱包業者	出荷時	2~3	海貨業者, 倉庫業者, CY・CFS オペレーター
目的/機能 荷送人が宛先に貨物を引き渡す際の貨物の案内書として利用されるとともに、貨物受渡しの証拠書類である。		摘要/備考 (1) 入庫通知書および搬入届の基礎になる。 (2) JASTPRO により標準様式が制定されている。	

B - 7

輸出貨物搬入届 外国貨物

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
海貨業者, 倉庫業者など保税地域へ貨物を搬入しようとする者	貨物を保税地域へ搬入しようとする時	2	税関
<p>目的/機能</p> <p>関税法による。</p>	<p>摘要/備考</p> <p>関税法第31条(貨物の出し入れ)「外国貨物, 輸入の許可を受けた貨物又は輸出しようとする貨物を保税地域に入れ又は, 保税地域から出そうとする者は, あらかじめ税関に届け出なければならない」。ただし, 自主管理適用保税地域については, 届出を要しない(第31条第3項)。</p> <p>税関様式C第3040号</p>		

B - 8

輸出貨物搬入届

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
荷送人, 海貨業者, 倉庫業者(通関業者)	貨物搬入時	2	地方自治体港湾局
<p>目的/機能</p> <p>公共施設使用と都条例(または市条例)による貨物保管の明細を確保するための書類である。</p>	<p>摘要/備考</p> <p>公共施設使用料請求および搬入貨物統計資料として使用される。</p>		

B - 9

入庫報告書

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
海貨業者 倉庫業者	貨物搬入後	1	輸出者 輸入者
目的/機能 入庫状況を報告する書類である。		摘要/備考	

B - 10

保管台帳; 在庫台帳

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
倉主 (海貨業者, 倉庫業者, CY・ CFSオペレー ターなど)	貨物搬入時	1~2	内部保管書類
目的/機能 関税法によって作成を義務づけられている書類である。保税地域内での貨物の搬出入, それに貨物の状態, 取扱い, 保管管理などの把握のために利用される。		摘要/備考 社内用としては貨物の在庫管理, 状態, 取扱いなどに関する記録と保管料計算の元帳として利用される。	

B - 11

検量申込書

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
海貨業者または 輸出入者	貨物搬入後	1	検量業者
目的/機能 貨物の重量および容積の測定を依頼する書類である。貨物の容積および重量の測定資料として利用される。また、メジャー・リスト発行の原票として使用される。		摘要/備考 輸出の場合は所定の様式はなく、通常Packing List, Shipping Instructionsなどの写しで代用されている。また、輸入の場合は「輸入検量依頼書」と呼ばれているものがある。	

B - 12

容積重量証明書 Certificate and List of Measurement and/or Weight

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
検量業者	測定後	3 ~ N	輸出者 (海貨業者 経由), 船社
目的/機能 貨物個々の容積 (高さ, 幅および長さ) および重量の明細を証明する書類である。		摘要/備考 (1) 運賃計算の基礎として利用される。 (2) この書類発行前に Memorandum Slip of Measurement が利用される場合もある。	

B - 13

検数作業依頼書 Order Sheet

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
海貨業者	船積作業開始前	2	検数業者

目的/機能

船積貨物の検数を依頼する書類である。また、この書類によって貨物事故などの連絡先および料金請求先が確認される。

摘要/備考

- (1) 本書類は横浜港の一部のみで使用される書類で、通常は電話によって依頼されることが多い。
- (2) 海貨業者の直積貨物の解卸しにおける立合検数と後続的本船サイド (Dock Side) の検数を依頼する場合にも使用される。

B - 14

輸出貨物 搬出届 外国貨物

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
海貨業者, 倉庫業者など保税地域から貨物を搬出しようとする者	搬出しようとする時	2	税関

目的/機能

関税法による。

摘要/備考

- (1) 関税法第31条。
- (2) 自主管理保税地域については、倉主などが自主的に搬出貨物を確認し、法定帳簿に法定記帳事項を記載することにより届出は要しない。
税関様式C第3050号

B - 15

輸出貨物搬出届

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
海貨業者, 倉庫業者など保税地域から貨物を搬出しようとする者	搬出時	2	地方自治体港湾局
目的/機能 都条令 (または市条令) により貨物搬出の明細を確保するための書類である。		摘要/備考 公共施設使用料の請求および搬出貨物についての統計の資料として使用される。	

B - 16

タリー・シート (1) Tally Sheet

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
検数業者	上屋およびエプロンでの荷受後	2	元請業者, 海貨業者, 検数業者 (ドックサイド)
目的/機能 上屋およびエプロン受貨物のS/Oごとの個数, 荷姿, 荷印, 故障状況などの明細を記し, 責任の所在を確認する書類である。		摘要/備考 コンテナ貨物については, コンテナ積貨物の受渡し時にCFSオペレーターおよび海貨業者宛に発行される。	

B - 17

タリー・シート(2) Tally Sheet

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
検数業者	貨物の船積後	2～3	船長および船社または代理店(シップサイド), 元請業者, 海貨業者(ドックサイド)
目的/機能 船積貨物の個数, 荷姿, 荷印および故障状況などの明細を記し, 責任の所在を確認する書類である。本船受取証(メーツ・レシート)作成の基礎資料となる。		摘要/備考 荷役作業報告書(Daily Working Report), Voucher, Exception Report, Hatch List, Stowage Plan, などの作成の基礎資料となる。	

B - 18

解送り状

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
検数業者	解積作業完了後	3	海貨業者および倉庫業者
目的/機能 解積貨物の明細を記した書類である。		摘要/備考	

B - 19

船積付表

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
検数業者	船積完了後	3	海貨業者, 検数業者(ドックサイド)
目的/機能 船内貨物積付状況の明細を記し, 本船荷役の便に供する書類である。		摘要/備考 プラント貨物などの重量や容積の大きな貨物は総重量, 高さ×長さ×幅などが記入される。	

B - 20

陸積報告書

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
検数業者	船積完了後	5~N	海貨業者 元請業者
目的/機能 船積貨物および船積作業の明細を記し, 検数業者により沿岸検数料金などの請求基礎として利用される書類である。		摘要/備考	

B - 21

ドック・レシート
Dock Receipt ; D/R

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
船社 (実際には CFS・CYオペレーターが代理) 海貨業者	CFSまたはCYへの 通関済貨物搬入完了時	1	輸出者
目的/機能 CYまたはCFSにおける貨物の受取と、LCL カーゴの場合は貨物の状態も確認する書類である。		摘要/備考 海貨業者がB/Lマスターとワンライティング で作成する。なお、クレーム処理の証明書 にもなり得る。	

B - 22

本船受取証
Mate's Receipt ; M/R

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
本船	本船の貨物受領後	1	輸出者
目的/機能 本船の貨物受取を証する書類である。		摘要/備考 (1) 署名は本船の一等航海士が行う。 (2) 税関の船積確認や輸出者のB/L発行請 求のために利用される。 (3) Shipping Order および Shipping Appli- cation とワンライティングで海貨業者が 作成する。	

B - 23

船荷証券 Bill of Lading; B/L

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
船社, 代理店, 海貨業者 船長	船積船荷証券: 貨物船積後 受取船荷証券: 貨物受取後	3	輸出者

目的/機能

関係者によってそれぞれ次のような目的なり機能を有する書類である。

- (1) 船会社: 貨物受取証 (引受貨物の個数, 外装状態の明示) として機能するほか運送条件および運送約款などを明示した書類である。
- (2) 輸出者: 荷為替手形取組のための船積を証する書類である。
- (3) 輸入者: 貨物引渡しの請求に使用される書類である。
- (4) 銀行: 代金回収のための担保として利用される書類である。
- (5) 保険会社: 代位求償権の証拠書類である。

摘要/備考

- (1) 10~N部コピーされる。
- (2) S/Aなどとワンライティングで海貨業者が作成する。
- (3) 有価証券である。

B - 24

複合運送証券; 複合運送船荷証券 Combined Transport Document; Combined Transport Bill of Lading

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
複合運送人 (CTO; Combined Transport Operator)	貨物受取後	3	輸出者

目的/機能

船荷証券 (B-23) に準ずる (ただし目的/機能の(1)船会社を複合運送人と読みかえる)。船荷証券は海上運送に対して発行されるが, これは陸・海・空のうち2つ以上の異なる運送形態による運送に対して発行される。

摘要/備考

本書類は他に以下のような書類名称で呼ばれることもある。
Intermodal Bill of Lading,
Multimodal Bill of Lading,
Through Bill of Lading,
Bill of Lading

B - 25

海上貨物運送状 Sea Waybill ; Waybill ; Liner Waybill

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
船長 船社 代理店 海貨業者	貨物受領後	N	輸出者

目的/機能

船会社：貨物受取証（貨物の個数・外装状態などの明示）のほか、運送約款および運送条件を明示する書類であり、また運賃受領証として利用される書類でもある。
船積のための受取式運送書類であり、必要に応じて船積証明をつけて船積確認を行う。

摘要/備考

- (1) 流通不能の書類である。
- (2) これによって貨物引渡しの請求はできず、正当な荷受人であることを立証した者に対して貨物が引き渡される。
- (3) 通常は裏面約款を記載しないで、この書類の発行店で明示される。

B - 26

フォワーダーズ・レシート Forwarder's (Cargo) Receipt

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
複合一貫運送業者	貨物受取または貨物船積完了後	1 ~ N	輸出者

目的/機能

船積混載貨物の受取を証する書類である。為替取組の際B/Lの代りとなる（この場合L/Cに許容条件がなければならぬ）。

摘要/備考

- (1) L/C上に明示がないかぎり、信用状統一規則第19条により銀行買取が拒否される。
- (2) 流通しない (non-negotiable)。
- (3) 揚地での船社に対する貨物引渡しの請求書にはなり得ない。

B - 27

コンテナ・ロード・プラン Container Load Plan; CLP

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
海貨業者 CFSオペレーター 輸出者 倉庫業者	コンテナ詰終了時	10~12	船社(CY・CFSオペレーター経由)
目的/機能 コンテナ内の積付および積荷の明細を記し、積揚地のターミナル、CY・CFSオペレーターそれに荷受人の便に供する書類である。		摘要/備考 積付順序に応じ記入される。また、積揚地のサービス形態、コンテナ内指定冷凍温度、E/D Numberなどの積荷情報も記載される。	

B - 28

バンニング・レポート Vanning Report

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
検数業者 検量業者	貨物のコンテナ詰完了時	1~N	船社(CFSオペレーター経由) 輸出者(海貨業者)
目的/機能 LCLカーゴおよびCLカーゴのコンテナ詰込み時の状態を示した書類である。		摘要/備考 クレーム処理上の証明書にもなり得る。	

B - 29

 コンテナ詰貨物証明書
 Certificate of Containerized Cargo

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
検数業者 検量業者	コンテナ詰完了後	6～N	海貨業者，輸出者， ターミナル・オペ レーター，船社
目的／機能 コンテナ詰貨物の積付状態を図示した書類で， (1) 税関検査および輸入者の貨物取出し作業 の用に供するほか， (2) 貨物事故に際し貨物積み込みの有無および 状態を証明し，貨物事故以前の状態の推 定資料として利用される。		摘要／備考 ほかに，Certificate やSurvey Report (Cargo Loading into Container)などの書式名で作成 される場合もある。	

B - 30

コンテナ貨物証明書（輸出）

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
鑑定業者	検査終了後	1～N	依頼人
目的／機能 特殊貨物をコンテナに収納する場合，その収 納方法および保護，支柱作業などが運送上適 正であったことを証明するための検査証明書 である。		摘要／備考 特殊貨物とは機械類，高価貨物，不定型貨物， 法定検査の対象外の危険物（サラシ粉等），そ の他。	

B - 31

イクイップメント・レシート (搬出)
Equipment Receipt (out); E/R (out)

発 行 者 (作 成 者)	発 行 時 期	発 行 部 数	宛 先
CYオペレーター	CYよりのコンテナおよび関連機器の搬出時	2	運 送 業 者

目的/機能

コンテナおよび関連機器の引渡し受領証書で、搬出コンテナおよび関連機器の状態を明示した書類である。

摘要/備考

クレーム処理上の証明書にもなり得る。

B - 32

イクイップメント・レシート (搬入)
Equipment Receipt (in); E/R (in)

発 行 者 (作 成 者)	発 行 時 期	発 行 部 数	宛 先
CYオペレーター	CYへのコンテナおよび関連機器の搬入時	2	運 送 業 者

目的/機能

コンテナおよび関連機器の受渡し受領証書で、搬入コンテナおよび関連機器の状態を明示した書類である。

摘要/備考

クレーム処理上の証明書にもなり得る。

B - 33

コンテナ貨物搬入票

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
輸出者 海貨業者	コンテナ詰終了後 CY搬入前	2	船社 (CYオペレーター経由)
目的/機能 船社別の各搬入コンテナの形態、取扱上の注意などを記載し、ターミナルにおける船積作業の便に供する書類である。		摘要/備考 (1) CLPに代用してCY作業に使用される。 (2) また、税関用自主管理台帳に記入する際使用するが、あくまでも補助的に使用される。	

B - 34 積卸しコンテナ一覧表；コンテナ・リスト

Loading/Unloading Container List

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
船社 海貨業者またはターミナル・オペレーター	積卸し前	2	税関長
目的/機能 積(卸し)コンテナの種別および個数を税関に申告し、通関の用に供する書類である。		摘要/備考 コンテナに関する通関条約 (46.5.22) 政令 257号 (46.7)第2条 税関様式A第1000号	

B - 35

カーゴ・マニフェスト
Cargo Manifest

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
船社 船長	船積完了後	5～N	船長，揚地税関および代理店

目的／機能

揚地の税関に提出する書類である。また，船積貨物の明細や荷受人などについての記載があり，揚地荷役の便に利用される。

摘要／備考

- (1) B/Lを基礎にして作成される。
- (2) 通過港の税関に提出される場合は，Through Cargo Manifest と呼ばれる。

関税法第15条

税関様式C第2030号

B - 36 鑑定書 (船積時における積付に関する検査)
Survey Report

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
鑑定業者	検査終了後	3～N	依頼人

目的／機能

本船の貨物の積付場所および積付後の状態が適正であったことを証明する書類である。

摘要／備考

B - 37

吃水鑑定書 Draft Survey Report

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
鑑定業者	吃水鑑定終了時	3～N	依頼人

目的／機能

船舶積載貨物の重量を船積時または揚荷時に船舶の吃水の変化を利用して当該船舶備付け諸スケールにより検定し証明した書類である（主として撒積貨物）。
取引数量の決定，通関，海上運賃の決定，保管数量の管理などの目的に利用される。

摘要／備考

B - 38 分析(成績)証明書；貨物(成分)証明書 Inspection of Analysis

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
鑑定業者または その他の分析機 関	分析終了後	3～N	依頼人

目的／機能

取引上分析値により価格を決定する場合もしくは契約分析値の確認あるいは通関手続などの目的のため，提出試料の化学分析（物理試験を含む）を行い，試料の品質・成分などを証明する書類である。

摘要／備考

- (1) 試料はサンプリングによって得る場合と直接分析試料として提出されたものを分析する場合とがある。
- (2) 鉱石類，スクラップ，石油類，工業薬品，油脂原料，飼料原料，砂糖，食品の一部などが対象となる。

C 陸揚・輸入通関関係

- | | | | |
|--------|-----------------------|--------|-----------------|
| C - 1 | 貨物到着通知書 | C - 13 | カーゴ・ボート・ノート |
| C - 2 | 荷役準備完了通知書 | C - 14 | タリー・シート(4) |
| C - 3 | 貨物引取補償状 | C - 15 | 陸揚報告書 |
| C - 4 | 輸入通関受渡し依頼書; 業務
依頼書 | C - 16 | リチェックング・レポート |
| C - 5 | 運賃請求書 | C - 17 | デバンニング・レポート |
| C - 6 | 運賃受領書 | C - 18 | 輸入検量証明書 |
| C - 7 | 荷渡指図書 | C - 19 | 検量証明書 (木材) |
| C - 8 | 検数作業依頼書 | C - 20 | 在庫証明書 |
| C - 9 | タリー・シート(3) | C - 21 | 倉荷証券 |
| C - 10 | 沖取り報告書 | C - 22 | 荷渡指図書 |
| C - 11 | 荷役時間表 | C - 23 | 発送案内書 (送り状) |
| C - 12 | 停泊日数計算書 | C - 24 | 鑑定書 (輸入貨物の本船検査) |
| | | C - 25 | 鑑定書 (貨物の損害検査) |

C - 1

貨物到着通知書
Arrival Notice

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
船社または代理人	本船入港以前	1	荷受人
<p>目的/機能</p> <p>荷受人に貨物の到着を通知しターミナルにおける滞貨を防ぐ目的に供される書類である。B/Lとはほぼ同じ記載内容で貨物の明細および本船の到着予定日時が明記されている。</p>		<p>摘要/備考</p> <p>現在はコンテナ貨物に限られている。</p>	

C - 2

荷役準備完了通知書
Notice of Readiness; N/R

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
船社または本船	本船荷役準備完了後	1~N	用船者, 荷送人または荷受人
<p>目的/機能</p> <p>用船契約に基づき積地または揚地に本船が到着し、荷役に必要な船倉および機関の使用に支障ない状態であることを荷主に通知し、かつ停泊期間の算定の便に供する書類である。</p>		<p>摘要/備考</p>	

C - 3

貨物引取補償状
Letter of Indemnity; L/I

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
輸入者	貨物引取前	1～N	船社

目的/機能

輸入者：B/L（正）未入手の状態では貨物を船会社より引き取るための書類である。

船会社：B/L（正）と引換なしで貨物を引き渡すことにより万一生じた事故の責任および諸掛の支払を輸入者に保証させる書類である。

摘要/備考

- (1) 船会社ごとに定型Formがある。
- (2) 原則として銀行の連帯保証を必要とする。
- (3) Letter of Guarantee(y); L/Gという呼び名もある。

C - 4

輸入通関受渡し依頼書；業務依頼書

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
輸入者	輸入申告手配時	1～N	通関業者

目的/機能

- (1) 通関業者に輸入申告を依頼するとともに、申告方法および内容を連絡確認する書類である。
- (2) 輸入者自身で申告内容が適法か否か、特に評価申告内容に誤りがないかどうかを事前に確認するための書類である。

摘要/備考

自主的任意書類であるため、名称も Import Instructions など各社各様である。

C - 5

運賃請求書
Freight Debit Note

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
船社または代理人	債権確定次第	1～N	運賃支払人

目的/機能

運賃の支払を請求する書類である。

摘要/備考

支払人の請求などの必要に応じて発行される。

C - 6

運賃受領書
Freight Receipt

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
船社	運賃受取時	1～N	運賃支払人

目的/機能

運賃の受領を証する書類である。

摘要/備考

支払人の請求などの必要に応じて発行される。

C - 7

荷渡指図書 Delivery Order ; D/O

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
船社	Original B/Lの回収 またはL/G入手後	1	船長またはランディング・エージェント

目的/機能

本船またはランディング・エージェントに対し正当なる荷受人であることを証し、貨物の引渡しを指示する書類である。

摘要/備考

- (1) 運賃収受を前提として発行される。
- (2) B-3も参照せよ。

C - 8

検数作業依頼書 Order Sheet

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
海貨業者	検数依頼の前日(揚荷 船入港の前日)	2	検数業者

目的/機能

海貨業者の直取り貨物の船卸しにおける立会検数の依頼およびそれに後続する沿岸水切の検数を依頼する書類である。また、これによって貨物事故などの連絡先および料金請求先が確認される。

摘要/備考

本書類は横浜港の一部のみで使用される書類で、通常は電話で依頼されることが多い。

C - 9

タリー・シート (3)
Tally Sheet

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
検数業者	貨物の船卸し後	2～3	船長および船社または代理店(シップサイド),元請業者,海貨業者(ドックサイド)
目的/機能 船卸し貨物の個数, 荷姿, 荷印および故障状況などの明細を記し, 責任の所在を確認する書類であるカーゴ・ポート・ノートなどの作成の基礎資料として利用される。		摘要/備考 荷役作業日報 (Daily Working Report), Voucher (証明書), Exception Report, 沖取り報告書などの作成の基礎資料ともなる。	

C - 10

沖取り報告書
Lighter List

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
検数業者	貨物船卸し時	5～N	元請業者, 海貨業者
目的/機能 積貨物および沖取り作業の明細を記し, 検数業者が本船検数料金などの請求基礎として利用する書類である。		摘要/備考	

C - 11

荷役時間表 Time Sheet

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
船長 船社代理店	荷役終了後出航まで	2～N	用船者

目的/機能

船積および陸揚荷役に使った停泊時間を正確に計算し記録するために作成される時間表をいう。

摘要/備考

荷役作業日報 (Daily Working Report) を基礎にして作成される。

C - 12

停泊日数計算書 Laydays Statement

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
船社, 用船者	荷役終了後	2～N	船社, 用船者

目的/機能

荷役時間表と用船契約に基づき, 本船の早出料 (Despatch Money) や滞船料 (Demurrage) の算出基礎となる計算書類である。

摘要/備考

C - 13

カーゴ・ボート・ノート
Cargo Boat Note

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
本船 検数業者	貨物船卸し時	2～N	税関長 元請業者 海貨業者 (荷受人)

目的/機能

本船と荷受人との間における貨物の受渡しを証するとともに、船卸し時の貨物の個数および状態を証明する書類である。

摘要/備考

- (1) 貨物損傷の際の保険求償の証拠書類となる。
- (2) 関税法第16条第2項に相当する書類である。

C - 14

タリー・シート (4)
Tally Sheet

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
検数業者	艀内貨物水切後	2～3	元請業者 海貨業者 (送付先) (ドックサイド)

目的/機能

艀内に沖取りした貨物を水切り、上屋内でのB/Lごとの個数、荷姿、荷印、品名、故障状況などの明細を記し、責任の所在を確認する書類である。

摘要/備考

コンテナ貨物については、コンテナ積貨物のデバンニング時にCFSオペレーターおよび海貨業者宛に発行される。

C - 15

陸揚報告書

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
検数業者	陸揚完了後	5～N	海貨業者および元請業者

目的/機能

貯積貨物および沿岸陸揚作業の明細を記し、検数業者が沿岸検数料金などの請求基礎として利用する書類である。

摘要/備考

C - 16

リチェック・リポート
Rechecking Report

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
検数業者 (シッ プサイド)	陸揚完了後	5～N	船社、代理店

目的/機能

輸入貨物の船卸し時においてカーゴ・ポート・ノートに過不足詮議の摘要のついた貨物について、その貨物が陸揚される際に調査し、貨物の個数を再確認する書類である。

摘要/備考

C - 17

デバンニング・レポート Devanning Report

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
検数業者 検量業者	貨物のコンテナ出し作業終了時	1～N	船社 (CFS オペレーター) 輸入者 (海貨業者)
目的/機能 コンテナ出し貨物の検数結果と明細を記載した書類である。事故貨物の保険求償の資料として利用される。		摘要/備考 ほかにCertificate, Survey Report, Certificate of Containerized Cargoなどの書式が使用される。	

C - 18

輸入検量証明書

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
検量業者	検量後	3～N	輸入者 船社
目的/機能 代金決済および貨物受渡し数量の確認に使用される書類である。保険求償に利用される。		摘要/備考 輸入通関の際の証拠書類として利用される。	

C - 19

検量証明書 (木材)
Log Certificate

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
検量業者	木材検量終了後	8~N	商社, 木材業者, 税関

目的/機能

輸入木材の樹種ごとの数量および材積の証明書類である。

摘要/備考

- (1) 木材の売買取引に利用される。
- (2) 南洋材については輸入通関に使用される。
- (3) クレーム請求に利用される (ソ連材)。

C - 20

在庫証明書

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
倉庫業者 海貨業者	期末または随時 (荷主より要求のあった時)	1	荷主

目的/機能

保管貨物の数量および現状を証明する書類である。

摘要/備考

輸出入共通の書類である。

C - 21

倉荷証券
Warehouse Receipt

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
倉庫業者	要求があった時	1	荷主

目的/機能

貨物に代る有価証券として売買に利用される書類である。

摘要/備考

主として相場の商品に利用される。倉荷証券を発行するためには発券倉庫としての資格を有しなければならない。
輸出入共通の書類である。

C - 22

荷渡指図書
Delivery Order ; D/O

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
貨物所有者	貨物引渡し前	1~N	貨物保管者 (倉庫業者, 港湾運送業者)

目的/機能

貨物の所有権の移転および諸掛 (保管料, 荷渡し費など) の負担について連絡する書類である。また, ミス・デリバリーの防止の便に供される。

摘要/備考

C - 23

発送案内書 (送り状)

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
輸入者, 海貨業者, 倉庫業者, 運送業者	運送の直前	1~N	荷受人
目的/機能 発送貨物の明細および案内を記載した貨物受渡しの証拠書類である。		摘要/備考 このうちの1枚が荷送人宛の受領書となる。	

C - 24

鑑定書 (輸入貨物の本船検査) Survey Report

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
鑑定業者	検査終了後	1~N	依頼人
目的/機能 輸入貨物の仕向港または中間港到着時における貨物の状態に関する検査結果を証明した書類である。もし損害が発生している場合は, その原因調査も行う。		摘要/備考	

C - 25

鑑定書 (貨物の損害検査)
Survey Report

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
鑑定業者	検査終了後	3	依頼人

目的/機能

貨物の到着時または運送中のある時点で貨物の損害が発見された場合、荷主または関係者の依頼によりその損害原因および損害額を鑑定し証明した書類である。保険金支払額査定の資料として、また運送業者・その他関係者に対する求償の基礎資料として利用される。

摘要/備考

損害の求償を保険会社に求める場合は、事前に保険会社と打ち合わせを行い、その指定検査機関により検査が行われるのが普通である。

D 海上保険関係

- | | | | |
|-------|--------------------------|--------|-----------|
| D - 1 | 海上保険見積書 | D - 9 | 包括予定保険 |
| D - 2 | 海上保険申込書（輸出） | D - 10 | 予定保険引受証 |
| D - 3 | 保険証券（輸出） | D - 11 | 貨物海上保険特約書 |
| D - 4 | ライダー（輸出） | D - 12 | 保険証明書 |
| D - 5 | インシュアランス・デクレ
ーション（輸出） | D - 13 | 事故通知 |
| D - 6 | 保険料請求書 | D - 14 | 海難報告書 |
| D - 7 | 海上保険予定保険申込書 | D - 15 | 損害賠償請求書 |
| D - 8 | 海上保険確定保険申込書（輸
入） | D - 16 | 保険金請求書 |
| | | D - 17 | 権利移転証 |
| | | D - 18 | 保険金支払通知書 |

D - 1

海上保険見積書
Marine Quotation

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
保険会社	輸出入者より見積りの依頼があった時	1～N	輸出入者
目的/機能 引受条件に応じた海上保険料率の見積書類である。		摘要/備考 形式がほぼ一定している。	

D - 2

海上保険申込書(輸出)
Application for Marine Insurance

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
輸出者	船積前	1	保険会社
目的/機能 保険会社に対し輸出保険証券(または、保険承認状)の発行を依頼する書類である。		摘要/備考 JASTPRO により標準様式が制定されている。	

D - 3

保険証券(輸出) Insurance Policy

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
保険会社 保険会社および 保険会社代理店	手形買取前	2~N	輸出者

目的/機能

C I F建輸出貨物の損害事故による荷主の損失を免れるために付保したことを証明する書類である。輸出者にとっては荷為替手形取組のために必要な書類であり、また輸入者にとっては保険求償に必要な書類である。

摘要/備考

- (1) 英法 (Marine Insurance Act) に準拠。
- (2) JASTPRO により標準様式が制定されている。

D - 4

ライダー(輸出) Endorsement ; Rider

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
保険会社	保険証券内容訂正事項 発生後	2~N	輸出者

目的/機能

すでに発行された保険証券の重要な記載事項の訂正・追加を確認するための書類である。

摘要/備考

保険証券発行後記載事項に変更があった場合に発行され、原証券と一体化して有効となる。

D - 5 インシュアランス・デクラレーション (輸出) Insurance Declaration

発 行 者 (作 成 者)	発 行 時 期	発 行 部 数	宛 先
デクラレーション発行受託者 (海外損保の在日代理店)	船積後銀行手形買取前	2 ~ N	デクラレーション発行委託者 (在輸入地保険会社)
目的 / 機能 輸入地保険会社と輸入者が当該貨物について包括予定保険契約を結んでいる場合、船積後輸出者に対し船積内容を在日代理店に申告させ、在日代理店がそれを証明する書類である。		摘要 / 備考	

D - 6 保険料請求書 Statement of Premium Due; Debit Note

発 行 者 (作 成 者)	発 行 時 期	発 行 部 数	宛 先
保 険 会 社	輸入通関前	1 ~ N	輸 出 入 者
目的 / 機能 保険料請求のための書類である。 輸入者が保険手配をする場合には、輸入通関の際に提出しなければならない書類 (関税算定基準資料) である。		摘要 / 備考 (1) 輸入の場合は形式的には保険料請求書であるが、実質的には証券代用として機能することもある。 (2) 輸出の場合には別に証券が発行されるのが通常であるため、保険料請求の用途があるにすぎない。	

D - 7

海上保険予定保険申込書
Application for Provisional Marine Insurance

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
輸入者	輸入契約成立後	1	保険会社

目的/機能

船積前に保険契約内容の一部が未確定の段階で確定保険申込に先立って行う保険の予約である。

摘要/備考

D - 8 参照のこと。

D - 8

海上保険確定保険申込書(輸入)
Application for Marine Insurance

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
輸入者	必要事項確定次第	1	保険会社

目的/機能

予定保険申込後付保必要事項の確定次第、保険契約を申し込む書類である。

摘要/備考

D - 7 参照のこと。

D - 9

包括予定保険
Open Cover ; Open Policy

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
保険会社	荷主および保険会社間で合意成立時	2~N	輸出入者

目的/機能

継続的船積が予定されている時、船積内容の明細が未確定の段階で契約当事者の付保内容や付保条件などを確認するとともに、相互の保険権利義務を確認する書類である。

摘要/備考

- (1) 内容および機能とも貨物海上保険特約書に類似している。
- (2) 通常保険会社のみ署名する。

D - 10

予定保険引受証
Provisional Insurance Certificate

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
保険会社	予定保険申込書受領後	1	輸入者

目的/機能

予定保険申込の引受を確認する書類である。

摘要/備考

方式は一定していない。

D - 11

貨物海上保険特約書

Open Contract of Marine Insurance

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
保険会社および 荷主 保険会社	荷主および保険会社間 で合意成立の時	2～N	契約当事者

目的/機能

継続的船積が予定されている時、契約当事者の付保内容や付保条件を包括的に確認するとともに相互の保険権利義務を確認する書類である。

摘要/備考

契約当事者調印のうえ相互において保管する。

D - 12

保険証明書

Certificate of Insurance; Insurance Certificate

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
保険会社	船積前	2～N	輸出入者

目的/機能

適用する約款名のみ記入し約款内容を省略した証券代用書類である。保険求償の際に必要とされる書類である。

摘要/備考

利用例は比較的少ない。

D - 13

事故通知 Notice of Claim

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
輸入者	原則的に貨物引取後 3日以内	1	運送業者

目的/機能	摘要/備考
到着貨物の事故の通知と損害賠償請求権の留保確認の書類である。	

D - 14

海難報告書 Sea Protest

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
船長	海難事故発生後	1~N	行政官庁

目的/機能	摘要/備考
船員法第19条の規定に基づき海難事故などを報告する書類である。	届け出た海難報告書に基づいて、行政官庁によって証明された当該船舶の事故証明書（海難証明書）として用いることができる。貨物事故の原因の一つである不可抗力の証明に用いられ、保険金請求に必要な書類として利用される場合もある。

D - 15

損害賠償請求書 Claim Letter

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
輸入者	損害額確定後	1	運送業者

目的/機能

運送業者および荷扱業者に対し輸入者が損害賠償を請求する書類である。

摘要/備考

貨物引渡し後1年間出訴しない場合は、訴権が消滅する(商法)。

D - 16

保険金請求書 Claim Note; Statement of Claim

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
輸出入者	保険金請求時	1	保険会社

目的/機能

保険会社に対し保険金の支払を請求する書類である。

摘要/備考

各保険会社専用のフォームがあるが、輸出入者独自のフォームも併用されている。

D - 17

権利移転証

Letter of Transfer; Letter of Subrogation

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
荷主	保険金受領後	1	保険会社

目的/機能

荷主が保険金を受け取り、損害賠償請求権が保険会社に移ったことを証明する書類である。

摘要/備考

英法 (Marine Insurance Act, 1903) 79条および商法 662 条の規定に基づく。

D - 18

保険金支払通知書

Payment Advice

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
保険会社	保険金支払時	1	輸出入者

目的/機能

輸出入者に対し保険金の支払を案内する書類である。

摘要/備考

フォームおよび記載事項は一定していないが、保険金の計算根拠が記載してあるのが通常である。

E 銀行関係

- | | | | |
|--------|---------------------|--------|------------------|
| E - 1 | 外国向荷為替手形約定書 | E - 22 | 輸入関係与信依頼書 |
| E - 2 | 外国向荷為替手形追加約定書 | E - 23 | 荷為替信用状開設依頼書 |
| E - 3 | クリーン・ビル買取約定書 | E - 24 | 為替売予約スリップ |
| E - 4 | 為替買予約スリップ | E - 25 | 荷為替信用状 |
| E - 5 | 輸出前貸依頼書 | E - 26 | 荷為替信用状条件変更依頼書 |
| E - 6 | 信用状接受通知書 | E - 27 | 船積書類到着通知書 |
| E - 7 | 信用状譲渡通知依頼書 | E - 28 | 輸入担保荷物保管に関する約定書 |
| E - 8 | 信用状譲渡通知書 | E - 29 | 輸入荷為替付帯荷物貸渡し依頼書 |
| E - 9 | 送金到着案内書 | E - 30 | 輸入担保荷物保管証 |
| E - 10 | 為替手形 | E - 31 | 輸入荷物担保差入証 |
| E - 11 | 信用状付輸出手形買取依頼書 | E - 32 | 輸入荷為替付属書類受領証 |
| E - 12 | 輸出荷為替買取代金振込依頼書 | E - 33 | 輸入荷為替付帯荷物引取保証依頼書 |
| E - 13 | 信用状なし輸出手形買取依頼書 | E - 34 | 輸入荷物引取保証に対する差入証 |
| E - 14 | 輸出手形保険に関する念証 | E - 35 | 外国向送金依頼書 |
| E - 15 | 保証状; 補償状 | E - 36 | 外国向送金諸掛請求書 |
| E - 16 | 輸出手形取立依頼書 | E - 37 | 信用状諸掛請求書 |
| E - 17 | クリーン・ビル買取依頼書 | E - 38 | 取立手形諸掛請求書 |
| E - 18 | クリーン・ビル取立依頼書 | E - 39 | 輸入荷物引取保証料請求書 |
| E - 19 | 輸出手形買取計算書 | E - 40 | 輸入手形関係金利・手数料等請求書 |
| E - 20 | 輸出手形諸掛支払請求書 | | |
| E - 21 | 荷為替信用状約定書; 商業信用状約定書 | | |

E - 1

外国向荷為替手形約定書

General Letter of Hypothecation

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
輸出者	輸出手形の買取についての継続的取引開始の時	1	銀行

目的/機能

L/C付およびL/Cなし輸出手形の各買取に共通して適用される契約条項を定めた基本約定書類である。

摘要/備考

E - 2

外国向荷為替手形追加約定書

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
輸出者	輸出手形の買取についての継続的取引開始の時	1	銀行

目的/機能

外国向荷為替手形約定書の追加条項を定めた書類である。

摘要/備考

E - 3

クリーン・ビル買取約定書

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
輸出者	クリーン・ビルの買取 についての継続的取引 開始の時	1	銀行
目的/機能 クリーン・ビルの各買取に共通して適用される契約条項を定めた基本約定書類である。		摘要/備考	

E - 4

為替買予約スリップ
Exchange Buying Contract Slip

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
輸出者	為替予約締結の時	2	銀行
目的/機能 締結した為替予約の内容を確認する書類である。銀行は提示された2通のうちの1通に署名し、為替予約の申込に応諾したことの証拠として輸出者に交付する。		摘要/備考	

E - 5

輸出前貸依頼書

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
輸出者	借入申込の時	1	銀行

目的/機能	摘要/備考
<p>輸出貨物の仕入資金の融資を受けるための個別依頼書である。</p>	<p>(1) 別途「銀行取引約定書」をはじめとする基本約定書を銀行へ差入れる。</p> <p>(2) 手形貸付依頼書、金銭消費貸借依頼書など具体的融資方法を表わす名称の書式を使用する銀行もある。</p>

E - 6

信用状接受通知書

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
銀行 (信用状通知銀行)	輸出信用状接受の時	1	輸出者 (信用状受益者)

目的/機能	摘要/備考
<p>本通知書には次の2種類がある。</p> <p>(1) 信用状通知銀行が信用状通知指図電信または信用状通知指図書 (信用状内容が記載されているもの) を接受した場合の通知書類である。これは、信用状原本の機能を持つ。</p> <p>(2) 信用状通知銀行が信用状受益者をあて先として記載している郵送信用状を接受した場合の通知書類である。これは、単なる送達状である。</p>	

E - 7

信用状譲渡通知依頼書

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
輸出者 (信用状の受益者)	信用状譲渡通知依頼の時	1	銀行 (信用状通知銀行)
目的/機能 信用状の譲渡を第二受益者へ通知することを依頼する書類である。		摘要/備考 全額譲渡の通知依頼書と一部譲渡の通知依頼書の2種ある。	

E - 8

信用状譲渡通知書
Advice of Transfer of Documentary Credit

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
銀行 (信用状通知銀行)	信用状譲渡通知を行う時	1	輸出者 (信用状第二受益者)
目的/機能 信用状が譲渡された旨を第二受益者へ通知する書類である。 (1) 一部譲渡の通知書の場合は、譲渡部分について信用状原本の機能を持つ。 (2) 全額譲渡の通知書の場合は、原信用状をそのまま信用状原本とする方式と通知書に信用状原本の機能を持たせる方式とがある。		摘要/備考	

E - 9

送金到着案内書
Advice of Arrival of Remittance

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
銀行 (送金接受銀行)	送金接受時	1	輸出者 (送金受取人)
目的/機能 送金の到着を通知する書類である。		摘要/備考 (1) 送金到着時に受取人の預金口座へ振込んだときは、預金口座入金通知書の機能を兼ねる。 (2) 輸出代金以外の送金の場合も、同じ様式が使用される。	

E - 10

為替手形
Bill of Exchange ; Draft

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
輸出者	輸出荷為替の買取または取立依頼時	2	L/C付の場合はL/Cに定められた者。L/Cなしの場合は輸入者 (またはその他の輸入代金支払者)
目的/機能 (1) L/C付輸出手形の場合 L/Cによって確約されている支払、引受または買取を受けるための手段である。 (2) L/Cなし輸出手形の場合 輸出貨物代金を輸入者から取り立てるための手段である。これを銀行に買い取ってもらうこともある。		摘要/備考 (1) 紛失の危険に備えて、正副2通の組手形として発行することが一般的である。 (2) 一覽払条件のL/Cには、為替手形の振出を要求していないものがある。	

E - 11

信用状付輸出手形買取依頼書
Application for Negotiation of Documentary
Bill (with L/C)

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
輸出者	買取依頼時	1	銀行

目的/機能

L/Cにもとづく荷為替手形の買取に関する個別依頼書類である。買取代金の処理に関する指図も含まれている。

摘要/備考

- (1) 詳細な取引条項は印刷されておらず、別途基本約定書が銀行へ差入れられている（「外国向荷為替手形約定書」および「同追加約定書」を参照）。
- (2) JASTPRO により標準様式が制定されている。

E - 12

輸出荷為替買取代金振込依頼書

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
輸出者	輸出貨物の仕入前	2	銀行

目的/機能

輸出貨物の仕入代金を、その荷物にかかわるL/Cに基づく輸出手形が銀行により買い取られた時点で、仕入先に自動的に振込むことを依頼する書類である。

摘要/備考

振込依頼書を受理した銀行は、依頼書1通に依頼を受理したことの証明を付して輸出者に交付し、輸出者はそれを仕入先に提示する。

E - 13

信用状なし輸出手形買取依頼書

Application for Negotiation of Documentary Bill (without L/C)

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
輸出者	買取依頼時	1	銀行

目的/機能

L/Cにもとづかない荷為替手形の買取に関する個別依頼書類である。買取代り金の支払方法に関する指図のほか、荷為替手形の取立に関する指図も含まれている。

摘要/備考

- (1) 詳細な取引条項は印刷されておらず、別途基本約定書が銀行へ差入れられている（「外国向荷為替手形約定書」「同追加約定書」および「輸出手形保険に関する念証」を参照）。
- (2) JASTPRO により標準様式が制定されている。

E - 14

輸出手形保険に関する念証

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
輸出者	L/Cなし輸出手形買取についての継続的取引の開始時	1	銀行

目的/機能

銀行が買い取った輸出手形について保険事故が発生し、支払人から支払を受けられなかった金額が受領した保険金の金額を上回る場合に、両金額の差額について輸出者が銀行からの償還請求に応じることに包括的に同意するための書類である。

摘要/備考

輸出保険法に係る通商産業省通達「輸出手形保険の保険関係が成立する荷為替手形の買取等について」により定められている。

E - 15

保証状;補償状

Letter of Guarantee (L/G) ; Letter of Indemnity

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
輸出者	信用状条件不充足の輸出荷為替の買取依頼時	1	銀行

目的/機能

L/C条件を充足していない輸出荷為替を銀行に買い取ってもらう場合に、銀行に差入れる損害担保契約書類である。

摘要/備考

Letter of Guarantyとも綴る。

E - 16

輸出手形取立依頼書

Application for Collection of Documentary Bill

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
輸出者	取立依頼時	1	銀行

目的/機能

荷為替手形の取立に関する個別依頼書類である。取立事務に必要な指図や取立代り金の支払方法に関する指図も含まれている。

摘要/備考

- (1) 取立委任にかかわる契約条項が印刷されている。
- (2) JASTPRO により標準様式が制定されている。

E - 17

クリーン・ビル買取依頼書

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
輸出者	買取依頼時	1	銀行
目的/機能 付属書類を伴わない為替手形、小切手、約束手形などの買取に関する個別依頼書類である。		摘要/備考 (1) 取引条項が印刷されている様式と取引条項が印刷されていない様式とがある。後者の様式が使われる場合は、別途基本約定書が銀行へ差入れられている(「クリーン・ビルに係わる約定書」を参照)。 (2) 輸出代金受領の目的以外のクリーン・ビルの買取の場合にも、同じ様式が使用される。	

E - 18

クリーン・ビル取立依頼書

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
輸出者	取立依頼の時	1	銀行
目的/機能 付属書類をともしない為替手形、小切手、約束手形などの取立に関する個別依頼書類である。		摘要/備考 (1) 取立委任にかかわる契約条項が印刷されている。 (2) 輸出代金受領の目的以外のクリーン・ビルの取立の場合にも、同じ様式が使われる。	

E - 19

輸出手形買取計算書

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
銀行	輸出手形買取の時	1	輸出者

目的/機能

輸出手形買取に関する計算の明細を記載した書類である。

摘要/備考

代り金の入金通知書ならびに手数料・費用の支払請求書または預金口座引落通知書を兼ねることもある。

E - 20

輸出手形諸掛支払請求書

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
銀行	諸掛の金額確定時	1	輸出者

目的/機能

輸出手形の買取または取立にかかわる金利、手数料、費用などの支払を請求する書類である。

摘要/備考

諸掛の預金口座引落通知書として同様式を使用することもある。

E - 21 荷為替信用状約定書；商業信用状約定書
 Documentary Letter of Credit Agreement；
 Commercial Letter of Credit Agreement

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
輸入者	信用状開設についての 継続的取引開始の時	1	銀行

目的／機能

輸入者の依頼により発行されるすべての信用状に共通して適用される契約条項を定めた基本約定書類である。

摘要／備考

E - 22

輸入関係与信依頼書

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
輸入者	信用状発行依頼の時 (L/C取引の場合)ま たは取立手形決済の時 (L/Cなし取引の場合)	1	銀行

目的／機能

輸入ユーザンス、はね返り融資などの輸入金融を依頼する書類である。

摘要／備考

信用状取引の場合には、信用状開設依頼書にこの機能を持たせている銀行もある。

E - 23

荷為替信用状開設依頼書

Application for Documentary Credit

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
輸入者	信用状開設依頼の時	1	銀行

目的/機能

信用状の通知方法および信用状内容などを指定した個別依頼書類である。

摘要/備考

- (1) 詳細な契約条項は印刷されておらず、荷為替信用状約定書が適用される。
- (2) JASTPROにより標準様式が制定されている。

E - 24

為替売予約スリップ

Exchange Selling Contract Slip

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
輸入者	為替予約締結の時	2	銀行

目的/機能

締結した為替予約の内容を確認する書類である。銀行は提示された2通のうちの1通に署名し、為替予約の申込に応諾したことの証拠として輸入者に交付する。

摘要/備考

E - 25

荷為替信用状
Documentary Letter of Credit (L/C);
Documentary Credit

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
銀行	信用状の開設依頼を受けた時	1	信用状受益者 (海外の輸出者)

目的/機能

信用状に定められた書類が提示されることを条件として受益者に対し支払を確約する書類である。

摘要/備考

国際商業会議所により標準様式が制定されている。

E - 26

荷為替信用状条件変更依頼書
Application for Amendment to Documentary Credit

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
輸入者	信用状の条件を変更する時	1	銀行

目的/機能

開設済信用状の内容変更を依頼する書類である。

摘要/備考

JASTPRO により標準書式が制定されている。

E - 27

船積書類到着通知書

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
銀行	船積書類を接受した時	1	輸入者

目的/機能

船積書類の到着を通知する書類である。

- (1) 信用状取引の場合は、輸入手形の期日通知書、決済または引受の請求書などの機能を兼ねる。
- (2) 取立手形の場合は、外国の取引銀行から輸入代金取立の依頼を受けた旨の通知書でもある。

摘要/備考

E - 28

輸入担保荷物保管に関する約定書

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
輸入者	輸入為替についての継続的取引開始の時	1	銀行

目的/機能

輸入関係与信の担保となっている輸入貨物の貸渡しに共通して適用される契約条項を定めた基本約定書類である。

摘要/備考

このような基本約定書を徴収せずに、貸渡しの都度徴収する貸渡し依頼書または輸入担保荷物保管証に契約条項を印刷している銀行もある。

E - 29

輸入荷為替付帯荷物貸渡し依頼書

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
輸入者	担保貨物の貸渡し依頼の時	1	銀行
目的/機能 輸入関係与信の担保となっている輸入貨物の貸渡しを依頼する書類である。		摘要/備考 (1) 契約条項を、あらかじめ印刷しているものと、印刷せずに「輸入担保荷物保管に関する約定書」の契約条項を適用するものがある。 (2) 実質的には「輸入担保荷物保管証」と同じ機能をもつ。	

E - 30

輸入担保荷物保管証
Trust Receipt; T/R

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
輸入者	担保貨物の貸渡し依頼の時	1	銀行
目的/機能 輸入関係与信の担保となっている輸入貨物の貸渡しを受けたことに関する契約書類である。		摘要/備考 実質的には「輸入荷為替付帯荷物貸渡し依頼書」と同じ機能をもつ。	

E - 31

輸入荷物担保差入証

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
輸入者	輸入貨物を債務の担保として提供する時	1	銀行

目的/機能

取立手形の決済資金の借入の担保として輸入貨物を提供することに関する契約書類である。

摘要/備考

「輸入担保荷物保管証」を兼ねる形式のものもある。

E - 32

輸入荷為替付属書類受領証

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
輸入者	船積書類受領の時	1	銀行

目的/機能

輸入荷為替に付帯している船積書類の受取を証する書類である。

摘要/備考

期限付信用状の場合、また輸入金融を受けている場合などは、「輸入荷為替付帯荷物貸渡し依頼書」(または「輸入担保荷物保管証」)の機能をもつ形式のものが使用されることもある。

E - 33 輸入荷為替付帯荷物引取保証依頼書

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
輸入者	銀行に保証を依頼する時	1	銀行
目的/機能 船荷証券接受前に貨物を引き取るために船会社へ差入れる保証状への連帯保証を依頼する書類である。		摘要/備考 担保荷物貸渡しに関する契約書の機能も備えている。	

E - 34 輸入荷物引取保証に対する差入証

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
輸入者	銀行に保証を依頼する時	1	銀行
目的/機能 船荷証券接受前に貨物を引き取るために船会社に差入れる保証状に銀行の連帯保証を受けることに関する契約書類である。		摘要/備考 実質的には「輸入荷為替付帯荷物引取保証依頼書」と同じ機能をもつ。	

E - 35

外国向送金依頼書

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
輸入者	輸入貨物代金などの送金を依頼する時	1	銀行
目的/機能 輸入貨物代金、運賃、保険料などの外国向送金を依頼する書類である。		摘要/備考 輸入関係以外の送金の場合も、同じ様式が使用される。	

E - 36

外国向送金諸掛請求書

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
銀行	送金諸掛の確定時	1	輸入者
目的/機能 外国向送金に関する送金手数料および電信料などの請求書類である。		摘要/備考 輸入者の勘定引落通知書に転用できる様式のものもある。	

E - 37**信用状諸掛請求書**

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
銀行	信用状諸掛の確定時	1	輸入者

目的/機能

信用状開設に伴う開設手数料および電信料などを請求する書類である。

摘要/備考

輸入者の勘定引落通知書に転用できる様式のものもある。

E - 38**取立手形諸掛請求書**

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
銀行	取立手形諸掛の確定時	1	輸入者

目的/機能

代金取立手形にかかわる取扱手数料などを請求する書類である。

摘要/備考

輸入者の勘定引落通知書に転用できる形式のものもある。

E - 39

輸入荷物引取保証料請求書

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
銀行	保証期間確定の時	1	輸入者
目的/機能 輸入貨物引取保証状への連帯保証に関する保証料を請求する書類である。		摘要/備考 輸入者の勘定引落通知書に転用できる形式のものもある。	

E - 40

輸入手形関係金利・手数料等請求書

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
銀行	金利・手数料などの確定時	1	輸入者
目的/機能 輸入手形に関する本邦ローン金利、引受手数料などを請求する書類である。		摘要/備考 輸入者の勘定引落通知書に転用できる形式のものもある。	

F 許認可関係

- | | | | |
|--------|---------------------------------|--------|-----------------------------------------|
| F - 1 | 輸出承認申請書 | F - 27 | 特定輸入承認申請理由書 |
| F - 2 | 委託加工貿易契約による輸出承認申請書 | F - 28 | 特殊決済に関する申請理由書 |
| F - 3 | 輸出代金支払方法確認申請書 | F - 29 | 輸入に関する確認申請書 |
| F - 4 | 輸出報告書 | F - 30 | 輸入貨物代金の支払に関する報告書 |
| F - 5 | 輸出貨物代金前受証明書 | F - 31 | 支払等許可申請書 |
| F - 6 | 輸出取引承認申請書 | F - 32 | 貿易関係貿易外取引等に関する支払報告書 |
| F - 7 | 輸出検査申請書 | F - 33 | 輸入取引承認申請書 |
| F - 8 | 輸出検査証明書 | F - 34 | 事前教示願書 |
| F - 9 | デザイン登録申請書 | F - 35 | 納付書 |
| F - 10 | デザイン・商標判定申請書 | F - 36 | 輸入（納税）申告書（内国消費税課税標準数量等申告書兼用） |
| F - 11 | デザイン・商標認定申請書 | F - 37 | 一般特惠制度原産地証明書（申告及び証明兼用） |
| F - 12 | 支払等許可申請書 | F - 38 | 原産地証明書に記載された物品の生産に使用された日本からの輸入原料に関する証明書 |
| F - 13 | 貿易関係貿易外取引等に関する支払報告書 | F - 39 | 累積加工・製造証明書 |
| F - 14 | 他所蔵置許可申請書 | F - 40 | 外国貨物運送申告書（目録兼用） |
| F - 15 | 本船扱，ふ中扱，搬入前申告扱承認申請書 | F - 41 | 仮通関申告書 |
| F - 16 | 指定地外貨物検査許可申請書 | F - 42 | 臨時開庁承認申請書 |
| F - 17 | 輸出申告書 | F - 43 | 輸入許可前貨物引取承認申請書 |
| F - 18 | 指定保税地域，保税上屋，保税倉庫内貨物取扱許可申請書 | F - 44 | 保証書 |
| F - 19 | 貨物取扱届 | F - 45 | 再輸出期間延長承認申請書 |
| F - 20 | 輸入貿易管理令第4条第1項及び第2項の規定による輸入承認申請書 | F - 46 | 関税修正申告書（内国消費税修正申告書兼用） |
| F - 21 | 輸入報告書 | F - 47 | 関税更正請求書（内国消費税更正請求書兼用） |
| F - 22 | 輸入承認証有効期間延長等承認申請書 | | |
| F - 23 | 輸入代金支払方法確認申請書 | | |
| F - 24 | 輸入割当申請書 | | |
| F - 25 | 委託輸入確認申請書 | | |
| F - 26 | 輸入貨物の原産地又は船積地域に係る輸入承認申請理由書 | | |

F - 1

輸出承認申請書(T1016)

申請者 (作成者)	申請時期	提出部数	宛先
輸出者	貨物の輸出前	2 (特殊決済方法に係わる場合は3)	通商産業大臣 または税関長
<p>目的/機能</p> <p>輸出の承認を要する貨物および特殊決済方法などによる輸出に際し、通商産業大臣の承認を受けるための書類である。</p>		<p>摘要/備考</p> <p>輸出貿易管理規則第1条第1項承認の権限が税関長に委任されている貨物については、税関長宛に2通提出しなければならない。</p>	

F - 2

委託加工貿易契約による輸出承認申請書(T1023)

申請者 (作成者)	申請時期	提出部数	宛先
委託加工貿易契約による貨物の輸出者	貨物の輸出前	3	通商産業大臣
<p>目的/機能</p> <p>輸出貿易管理規則第3条に規定する指定加工および加工のための原材料であって、委託加工貿易契約により貨物を輸出する場合に通商産業大臣の承認を受けるための書類である。</p>		<p>摘要/備考</p> <p>輸出貿易管理規則第1条第1項</p>	

F - 3

輸出代金支払方法確認申請書(T1034)

申請者 (作成者)	申請時期	提出部数	宛先
輸出者	輸出代金の支払方法につき確認を受けようとする時	4	通商産業大臣 (提出先 日本銀行)
目的/機能 継続的取引関係にある者と貸借記による決済方法により輸出を行う場合に、その貨物代金支払方法につき通商産業大臣の確認を受けるための書類である。		摘要/備考 輸出貿易管理規則第4条第1項	

F - 4

輸出報告書

報告者 (作成者)	報告時期	提出部数	宛先
輸出者	税関への輸出申告時および外国為替公認銀行での輸出代金の受領時	2	税関長および外国為替公認銀行
目的/機能 輸出手続が適法になされているか否かを審査するための書類である。		摘要/備考 輸出貿易管理規則第5条および6条	

F - 5

輸出貨物代金前受証明書

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
外国為替公認銀行 輸出者	前受金の買取, 預入, 払出または提示が行われた時	3	輸出者
目的/機能 輸出貨物代金の全部または一部を前受したことを証明するための書類である。		摘要/備考 輸出注意事項55第22号	

F - 6

輸出取引承認申請書

申請者 (作成者)	申請時期	提出部数	宛先
輸出者	貨物の輸出前	2	輸出組合
目的/機能 輸出取引の秩序の確立のために, 特定の仕向地に輸出する特定の貨物の輸出取引における価格, 品質, 意匠, その他の取引条件または数量について規制するために要求される書類である。		摘要/備考 輸出入取引法に基く輸出の承認に関する省令第1条 同省令別表第1の8品目については, 輸出組合に申請書を提出しなければならない。	

F - 7

輸出検査申請書

申請者 (作成者)	申請時期	提出部数	宛先
輸出者	当該指定品目を輸出しようとする時	3	検査機関 指定検査機関 (民間) 政府検査機関
目的/機能 輸出検査を行うことによってわが国の輸出品の声価の維持、向上を図ることを目的として要求される書類である。		摘要/備考 輸出検査法施行規則第2条	

F - 8

輸出検査証明書

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
検査機関 指定検査機関 輸出検査申請者 (民間) 政府検査機関	当該指定品目が輸出検査に合格した時	1	輸出検査申請者
目的/機能 輸出検査法で定められた指定貨物が、輸出検査に合格したものであることを証明する書類である。		摘要/備考 輸出検査法施行規則第3条	

F - 9

デザイン登録申請書

申請者 (作成者)	申請時期	提出部数	宛先
デザイン登録申請者	デザイン登録をしようとする時	2	認定機関 日本機械デザインセンター (機械関係) 生活用品振興センター (雑貨関係)
目的/機能 国内業者の創作した新しいデザインを保護するために必要とされる書類である。		摘要/備考 輸出品デザイン法第3条 登録を受けることができる者は、日本国内で「特定貨物の製造、加工、集荷、販売または輸出の事業を営む者」となっている。	

F - 10

デザイン・商標判定申請書

申請者 (作成者)	申請時期	提出部数	宛先
判定申請者 (輸出者)	輸出品デザイン法指定の特定貨物の輸出契約が締結された時	2	認定機関 日本機械デザインセンター (機械関係) 生活用品振興センター (雑貨関係)
目的/機能 特定貨物の輸出契約後に、デザイン・商標の判定を受けるため (第1次認定申請) に必要とされる書類である。		摘要/備考 輸出品デザイン法第15条 写真または図面、それにデザイン・商標使用許諾書 (他人のデザインなどを使用する場合) の添付を要する。	

F - 11

デザイン・商標認定申請書

申請者 (作成者)	申請時期	提出部数	宛先
認定申請者 (輸出者)	輸出品デザイン法で指定された特定貨物を輸出しようとする時	2	認定機関 検査協会 (輸出検査法で指定されている貨物の場合) 日本機械デザインセンター (機械関係)、生活用品振興センター (雑貨関係)
目的/機能 特定貨物を輸出しようとする時に、デザイン・商標の認定を受けるために (第2次認定申請) 必要な書類である。		摘要/備考 輸出品デザイン法第15条 デザイン・商標判定書および現物の添付を要する。	

F - 12

支払等許可申請書 (別紙様式第2)

申請者 (作成者)	申請時期	提出部数	宛先
輸出者	貨物の輸出に伴う支払または支払の受領をしようとする時	2	通商産業大臣
目的/機能 居住者が勘定の貸記または借記による方法等、政令で定める特殊決済方法により居住者と非居住者との間の取引または行為に係わる債権債務の決済のために、支払または支払の受領をする場合に許可を受けるための書類である。		摘要/備考 貿易関係貿易外取引等の管理に関する省令第4条第1項	

F - 13 貿易関係貿易外取引等に関する支払報告書

(別紙様式第9)

報告者 (作成者)	報告時期	提出部数	宛先
輸出者	支払もしくは支払の受領をしようとする時	1	通商産業大臣 (提出先 外国為替公認銀行)
目的/機能 居住者または非居住者が主務大臣政令に規定する取引または行為に係わる支払もしくは支払の受領をしようとする時に、通商産業大臣へ報告するための書類である。 これによって通商産業大臣は貿易関係貿易外取引等の実績を把握するとともに有事の際の規制発動に備えるものである。		摘要/備考 貿易関係貿易外取引等の管理に関する省令第15条第1項	

F - 14 他所蔵置許可申請書

申請者 (作成者)	申請時期	提出部数	宛先
荷主または通関業者	貨物を搬入する前	2	貨物を置く地域の所轄税関官署の長
目的/機能 外国貨物は原則として保税地域以外の場所に置くことができないこととなっているが、巨大重量貨物などで、保税地域に置くことが困難または著しく不適當な場合に、この他所蔵置の許可を求める書類である。		摘要/備考 関税法第30条第2号 同法施行令第24条 税関様式C第3000号	

F - 15 本船扱, ふ中扱, 搬入前申告扱承認申請書

申請者 (作成者)	申請時期	提出部数	宛先
輸出入者または通関業者	輸出入申告前	2	輸出入申告をする税関官署の長
目的/機能 (1) 大量ばら積み貨物などについて保税地域に搬入しないで, 本船または舢に積載のまま輸出入申告するための申請書類である。 (2) 貨物を保税地域等に入れる前にこれらの申告をすることにつき, やむを得ない事情があると思われる場合の申請書類である。		摘要/備考 関税法第67条の2, 同施行令第59条の3 税関様式C第5250号 輸出貨物については本船または舢積載前に申請を要する。	

F - 16 指定地外貨物検査許可申請書

申請者 (作成者)	申請時期	提出部数	宛先
輸出入者または通関業者	関税法第67条の検査を受けようとする時	2	輸出入申告をする税関官署の長
目的/機能 税関長の指定した検査場所以外の場所で輸出入貨物の検査を受けるための申請書類である。		摘要/備考 関税法第69条第2項, 同施行令第62条 税関様式C5390号	

F - 17

輸出申告書

申告者 (作成者)	申告時期	提出部数	宛先
輸出者または通関業者	貨物の保税地域搬入後	3	貨物の蔵置場所の所轄税関官署の長
目的/機能 関税法上の輸出許可取得のための書類である。輸出秩序の確保と国際条約に基づく貿易統計の作成のために利用される。		摘要/備考 税関様式C第5010号 " 5010-2号	

指定保税地域, 保税上屋, 保税倉庫内貨物 F - 18 取扱許可申請書

申請者 (作成者)	申請時期	提出部数	宛先
倉主, 荷主または通関業者	貨物の取扱前	2	貨物の蔵置場所の所轄税関官署の長
目的/機能 保税地域内で, 外国貨物輸入の許可を受けた貨物または輸出しようとする貨物について, 見本の展示, 簡単な加工などを行う場合の申請書類である。		摘要/備考 関税法 第40条, 49条, 55条 同法施行令 第34条, 40条, 44条 税関様式C第3110号	

F - 19

貨物取扱届

届出者 (作成者)	届出時期	提出部数	宛先
倉主または荷主	貨物の取扱前	2	貨物の蔵置場所の 所轄税関官署の長
目的/機能 保税地域内で、外国貨物輸入の許可を受けた貨物または輸出しようとする貨物について内容の点検または改装、仕分けなどを行う場合、これを届け出る書類である。		摘要/備考 関税法 第36条, 40条, 49条, 55条 同法施行令第34条, 40条, 44条 税関様式C第3100号 ただし自主管理適用保税地域については届出を要しない。	

F - 20

輸入貿易管理令第4条第1項及び第2項の規定 による輸入承認申請書 (T2010)

申請者 (作成者)	申請時期	提出部数	宛先
輸入者	貨物の輸入または貨物代金支払前	2	通商産業大臣, 外国為替公認銀行または税関長
目的/機能 貨物, 原産地, 船積地域または決済に関する承認を受けるための書類である。		摘要/備考 輸入貿易管理規則第2条第1項, 第3条第1項および第4条第1項	

F - 21

輸入報告書(T2041)

報告者 (作成者)	報告時期	提出部数	宛先
輸入者	貨物を輸入しようとする時または輸入した時	1	通商産業大臣 (提出先 外国為替公認銀行)
目的/機能 輸入手続が適法になされているか否かを審査するためおよび輸入報告統計資料を作成するための書類である。		摘要/備考 輸入貿易管理規則第10条	

F - 22 輸入承認証(T2010) 有効期間延長等承認申請書

申請者 (作成者)	申請時期	提出部数	宛先
輸入者	輸入承認証の有効期限内	2	通商産業大臣または税関長
目的/機能 有効期間延長等の承認を申請する書類である。		摘要/備考 輸入貿易管理令第5条第2項	

F - 23 輸入代金支払方法確認申請書(T2021)

申請者 (作成者)	申請時期	提出部数	宛先
輸入者	輸入代金の支払方法 につき確認を受けよ うとする時	4	通商産業大臣 (提出先 日本銀行)
目的/機能 継続的取引関係にある者と特殊決済方法（貸借記等）により輸入を行う場合に、その貨物代金支払方法につき確認を受けるための書類である。		摘要/備考 輸入貿易管理規則第5条第1項	

F - 24 輸入割当申請書(T2030)

申請者 (作成者)	申請時期	提出部数	宛先
輸入割当を受けようとする者	輸入発表で定められた 期間内	輸入発表で定められた部数	通商産業大臣
目的/機能 輸入割当品目の割当を申請する書類である。		摘要/備考 輸入貿易管理規則第8条第1項	

F - 25

委託輸入確認申請書

申請者 (作成者)	申請時期	提出部数	宛先
委託輸入の確認を受けようとする者	輸入承認申請前	1	通商産業大臣
目的/機能 委託輸入の確認を申請する書類である。		摘要/備考 輸入貿易管理規則第9条第1項 輸入割当品目に限る。	

F - 26

輸入貨物の原産地又は船積地域に係る 輸入承認申請理由書

申請者 (作成者)	申請時期	提出部数	宛先
輸入者	輸入承認申請時	1	通商産業大臣
目的/機能 輸入貨物の原産地または船積地域に係わる輸入承認を申請する書類である。		摘要/備考 輸入貿易管理令第4条第1項第2号	

F - 27

特定輸入承認申請理由書

申請者 (作成者)	申請時期	提出部数	宛先
輸入者	輸入承認申請時	1	通商産業大臣
目的／機能 公海における漁獲物およびその調製品の転載 輸入を申請する書類である。		摘要／備考 輸入貿易管理令第4条第1項第2号	

F - 28

特殊決済に関する申請理由書

申請者 (作成者)	申請時期	提出部数	宛先
輸入者	輸入承認申請時	1	通商産業大臣
目的／機能 特殊決済方法による代金決済方法の輸入承認 を申請する書類である。		摘要／備考 輸入貿易管理令第4条第1項第3号	

F - 29

輸入に関する確認申請書

申請者 (作成者)	申請時期	提出部数	宛先
輸入者	貨物の輸入前	2	通商産業大臣, 科学技術庁長官, 厚生大臣または農林水産大臣
<p>目的/機能</p> <p>輸入に関する情報の収集, 監視等をするための書類である。</p>		<p>摘要/備考</p> <p>輸入貿易管理令第3条第1項 輸入公表第3号で指定された品目</p>	

F - 30

輸入貨物代金の支払に関する報告書

報告者 (作成者)	報告時期	提出部数	宛先
輸入者	輸入時	1	税関長
<p>目的/機能</p> <p>船積書類が直接輸入者に送られてくる場合であって, 輸入貨物代金の決済方法が特殊決済に該当しないときに提出する書類である。</p>		<p>摘要/備考</p> <p>輸入貿易管理令第15条 輸入注意事項55第80号</p>	

F - 31

支払等許可申請書 (別紙様式第2)

申請者 (作成者)	申請時期	提出部数	宛先
輸入者	貨物の輸入に伴う支払または支払の受領をしようとする時	2	通商産業大臣
<p>目的/機能</p> <p>居住者が、勘定の貸記または借記による方法等、政令で定める特殊決済方法により居住者と非居住者との間の取引または行為に係わる債権債務の決済のために、支払または支払の受領をする場合に許可を受けるための書類である。</p>		<p>摘要/備考</p> <p>貿易関係貿易外取引等の管理に関する省令第4条第1項</p>	

F - 32 貿易関係貿易外取引等に関する支払報告書

(別紙様式第9)

報告者 (作成者)	報告時期	提出部数	宛先
輸入者	支払もしくは支払の受領をしようとする時	1	通商産業大臣 (提出先 外国為替公認銀行)
<p>目的/機能</p> <p>居住者または非居住者が、主務大臣政令に規定する取引または行為に係わる支払もしくは支払の受領をしようとする時に、通商産業大臣へ報告するための書類である。 これによって通商産業大臣は貿易関係貿易外取引等の実績を把握するとともに、有事の際の規制発動に備えるものである。</p>		<p>摘要/備考</p> <p>貿易関係貿易外取引等の管理に関する省令第15条第1項</p>	

F - 33

輸入取引承認申請書

申請者 (作成者)	申請時期	提出部数	宛先
輸入者	貨物の輸入前	3	通商産業大臣(ただし絹織物の場合は日本繊維輸入組合)
目的/機能 輸入取引の秩序の確立のために、特定の船積地から輸入する特定の貨物(たまねぎ、絹織物)の輸入取引における数量、価格について規制するために要求される書類である。		摘要/備考 輸出入取引法に基く輸入の承認に関する省令第1条	

F - 34

事前教示願書

照会者 (作成者)	照会時期	提出部数	宛先
輸入者、輸入を予定している者 または通関業者	輸入申告前	2	輸入申告予定税関 官署の長
目的/機能 輸入予定貨物の関税率表番号、税率、輸入制度などについて貨物の輸入に先立って税関の教示を求める書類である。		摘要/備考 関税法第7条第3項 税関様式C第1000号	

F - 35

納付書

納付者 (作成者)	作成時期	提出部数	宛先
輸入者または通関業者	輸入申告前	1	貨物蔵置場所の所轄税関官署の長
目的/機能 関税および内国消費税の納付のための書類である。		摘要/備考 関税法第9条の3, 同施行規則第1条 納付書(納税後は領収証書), 領収控, 領収 済通知書, 税関用の4片から成る。 税関様式C第1010号	

F - 36 輸入(納税)申告書(内国消費税課税標準数量等申告書兼用)

申告者 (作成者)	申告時期	提出部数	宛先
輸入者または通関業者	貨物の保税地域搬入後	2~5	貨物蔵置場所の所轄税関官署の長
目的/機能 輸入貨物について, その課税物件, 税率, 税額などを確定させ, かつ輸入許可を請求する書類である。		摘要/備考 関税法第67条, 同施行令第59条第1項 倉入, 移入承認申請についても, この様式の 標題を訂正して使用する。 税関様式C第5020号	

F - 37 一般特惠制度原産地証明書 (申告及び証明兼用)
(様式A) Certificate of Origin

発行者 (作成者)	作成および証明時期	発行部数	宛先
貨物の原産地の税関、その他税関長が適当と認める商業会議所など 本邦への輸出者	貨物の船積前	1	輸入者
目的/機能 輸入 (納税) 申告する際にこの証明書を税関に提出することにより、特惠関税の適用を受けることができる国 (地域を含む) および物品であることを証明する書類である。		摘要/備考 関税暫定措置法第8条の2第3項 同施行令第22条の8および第22条の9 (様式) 関税暫定措置法施行規則第10条 別紙様式第1 Customs Form P-8210	

F - 38 原産地証明書に記載された物品の生産に使用された日本からの輸入原料に関する証明書
Certificate of Materials Imported from Japan

発行者 (作成者)	作成および証明時期	発行部数	宛先
貨物の原産地の税関、その他税関長が適当と認める商業会議所など 本邦への輸出者	貨物の船積前	1	輸入者
目的/機能 この証明書は本邦の輸出品を原材料として加工、製造した製品について、本邦の輸出品を使用したことを証明する書類である。		摘要/備考 輸入者は輸出者から送付を受けたこの証明書を、一般特惠制度原産地証明書に添付し、輸入申告の際に税関に提出する。 関税暫定措置法第8条の2 同施行令第22条の7第2項および第22条の11 (様式) 関税暫定措置法施行規則第10条 別紙様式第2 Customs Form P-8220	

F - 39

累積加工・製造証明書

Cumulative Working / Processing Certificate

発行者 (作成者)	作成および証明時期	発行部数	宛先
貨物の原産地の税関、その他税関長が適当と認める商業会議所など 本邦への輸出者	貨物の船積前	1	輸入者
<p>目的/機能</p> <p>この証明書は東南アジア諸国連合の構成国において、累積加工または製造された物品であることを証明する書類である。</p>		<p>摘要/備考</p> <p>輸入者は輸出者から送付を受けたこの証明書を、一般特惠制度原産地証明書に添付し、輸入申告の際に税関に提出する。</p> <p>関税暫定措置法第8条の2 同施行令第22条の11第2項 (様式) 関税暫定措置法施行規則第10条 別紙様式第3 Customs Form P-8230</p>	

F - 40

外国貨物運送申告書(目録兼用)

申告者 (作成者)	申告時期	提出部数	宛先
荷主、運送業者 または通関業者	貨物発送の半日以前	3	貨物蔵置場所の所轄税関官署の長
<p>目的/機能</p> <p>外国貨物を未通関のままの状態での他の保税地域などに運送するための必要書類である。</p>		<p>摘要/備考</p> <p>関税法第63条 同法施行令第53条 税関様式C第4000号</p>	

F - 41

仮通関申告書

申告者 (作成者)	申告時期	提出部数	宛先
博覧会などへの参加者または通関業者	保税展示場搬入前	3	搬入する保税展示場の所轄税関官署の長
目的/機能 保税展示場に展示物品などを搬入するための申告書類である。		摘要/備考 関税法第62条の3第1項, 同施行令第51条の4 税関様式C第3340号	

F - 42

臨時開庁承認申請書

申請者 (作成者)	申請時期	提出部数	宛先
荷主, 運送業者または通関業者等	執務時間内	2	輸出入, 保税運送等の申告をする税関官署の長
目的/機能 税関の通常執務時間以外の時間に通関手続などを行うため, 税関職員の臨時執務を求めるとの申請書類である。		摘要/備考 関税法第98条, 同第100条, 同施行令第87条 税関様式C第8000号	

F - 43

輸入許可前貨物引取承認申請書

申請者 (作成者)	申請時期	提出部数	宛先
輸入者または通関業者	輸入申告の時, または 輸入申告後	2	輸入申告をする税関官署の長
<p>目的/機能</p> <p>課税標準の決定に日時を要する場合などで, 輸入許可前に貨物を引き取るための申請書類である。</p>		<p>摘要/備考</p> <p>関税法第73条第1項, 同施行令第63条 税関様式C第5400号</p>	

F - 44

保証書

作成者 (作成者)	作成時期	提出部数	宛先
保証人 (主として銀行)	輸入許可前, 貨物引取承認申請前, 減免税申請前	1	輸入申告をする税関官署の長
<p>目的/機能</p> <p>輸入許可前引取貨物, 減免税輸入貨物などの関税および内国消費税を担保することを保証した書類である。</p>		<p>摘要/備考</p> <p>関税法第9条の5第1項第4号 同施行令第8条の2第3項 税関様式C第1100号</p>	

F - 45

再輸出期間延長承認申請書

申請者 (作成者)	申請時期	提出部数	宛先
当該貨物の輸入者	再輸出予定期日満了前	2	当該貨物の輸入地を所轄する税関長
目的/機能 一定期間内に再輸出することを条件に関税の免除を受けて輸入した貨物が、当初の再輸出予定期日を超えることになった場合に、この承認を申請する書類である。		摘要/備考 関税定率法第17条第1項 同法施行令第37条の2 税関様式T第1370号	

F - 46

関税修正申告書 (内国消費税修正申告書兼用)

申告者 (作成者)	申告時期	提出部数	宛先
輸入者または通関業者	納付すべき税額に不足額があり、これを訂正する時	1	輸入申告をした税関官署の長
目的/機能 納税申告または更正に係わる税額が過少である場合に、その増額変更するための任意的な申告書類である。		摘要/備考 関税法第7条の2、同施行令第4条の2 納税以前に納税申告の税額を修正する場合には、この様式による申告は行わないで、輸入(納税)申告書を補正する方法による。 税関様式C第1020号	

F - 47 関税更正請求書(内国消費税更正請求書兼用)

請求者 (作成者)	請求時期	提出部数	宛先
輸入者または通関業者	納税した税額が過大であり、これを訂正する時	1	輸入申告をした税関官署の長
<p>目的/機能</p> <p>納税した税額が過大である場合に、その税額を適正な税額に減額変更をするための税関長の処分(更正)を求める申請書類である。</p>		<p>摘要/備考</p> <p>関税法第7条の3、同施行令第4条の3 納税以前の場合には、更正請求の手続をしないで、関税法第7条の4第1項による税関の減額更正の方法による。 税関様式C第1030号</p>	

索 引

<p>ア行</p> <p>イクイップメント・レポート(搬出)……(B - 31)</p> <p> " (搬入)……(B - 32)</p> <p>委託加工貿易契約による輸出承認申請書……(F - 2)</p> <p>委託輸入確認申請書……(F - 25)</p> <p>一般特惠制度原産地証明書(申告及び証明兼用)……(F - 37)</p> <p>インシュアランス・デクラレーション(輸出)……(D - 5)</p> <p>運賃受領書……(C - 6)</p> <p>運賃請求書……(C - 5)</p> <p>沖取り報告書……(C - 10)</p> <p>オファー・シート……(A - 3)</p> <p>カ行</p> <p>外国貨物運送申告書……(F - 40)</p> <p>外国向送金依頼書……(E - 35)</p> <p>外国向送金諸掛請求書……(E - 36)</p> <p>外国向荷為替手形追加約定書……(E - 2)</p> <p>外国向荷為替手形約定書……(E - 1)</p> <p>外国貨物搬出届……(B - 14)</p> <p>外国貨物搬入届……(B - 7)</p> <p>海上貨物運送状……(B - 25)</p>	<p>海上保険確定保険申込書(輸入)……(D - 8)</p> <p>海上保険証券……(D - 3)</p> <p>海上保険見積書……(D - 1)</p> <p>海上保険申込書(輸出)……(D - 2)</p> <p>海上保険予定保険申込書……(D - 7)</p> <p>海難報告書……(D - 14)</p> <p>確定保険申込書……(D - 8)</p> <p>カーゴ・ボート・ノート……(C - 13)</p> <p>カーゴ・マニフェスト……(B - 35)</p> <p>貨物送り状……(B - 6)</p> <p>貨物海上保険特約書……(D - 11)</p> <p>貨物(成分)証明書……(B - 38)</p> <p>貨物到着通知書……(C - 1)</p> <p>貨物取扱届……(F - 19)</p> <p>貨物引取補償状……(C - 3)</p> <p>仮通関申告書……(F - 41)</p> <p>為替売予約スリップ……(E - 24)</p> <p>為替買予約スリップ……(E - 4)</p> <p>為替手形……(E - 10)</p> <p>関税更正請求書……(F - 47)</p> <p>関税修正申告書……(F - 46)</p> <p>鑑定書……(B - 36)</p> <p> " ……(C - 24)</p> <p> " ……(C - 25)</p> <p>期間用船契約書……(A - 15)</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

船積指図書…………… (B - 4)
 船積書類到着通知書…………… (E - 27)
 船積申込書…………… (B - 5)
 船荷証券…………… (B - 23)
 分析 (成績) 証明書…………… (B - 38)
 貿易関係貿易外取引等に関する支払報告書…………… (F - 13)
 "…………… (F - 32)
 包括予定保険…………… (D - 9)
 包装明細書…………… (A - 10)
 保管台帳…………… (B - 10)
 保険金請求書…………… (D - 16)
 保険金支払通知書…………… (D - 18)
 保険証券 (輸出) …… (D - 3)
 保険証明書…………… (D - 12)
 保険見積書…………… (D - 1)
 保険申込書…………… (D - 2)
 保険料請求書…………… (D - 6)
 保証書…………… (F - 44)
 保証状…………… (E - 15)
 補償状…………… (E - 15)
 本船扱, ふ中扱, 搬入前申告扱承認申請書…………… (F - 15)
 本船受取証…………… (B - 22)

 マ行

 見積書…………… (A - 2)

ヤ行

輸出貨物代金前受証明書… (F - 5)
 輸出貨物搬出届…………… (B - 14)
 "…………… (B - 15)
 輸出貨物搬入届…………… (B - 7)
 "…………… (B - 8)
 輸出検査証明書…………… (F - 8)
 輸出検査申請書…………… (F - 7)
 輸出承認申請書…………… (F - 1)
 輸出申告書…………… (F - 17)
 輸出代金支払方法確認申請書…………… (F - 3)
 輸出手形買取計算書…………… (E - 19)
 輸出手形諸掛支払請求書… (E - 20)
 輸出手形取立依頼書…………… (E - 16)
 輸出手形保険に関する念証 (E - 14)
 輸出取引承認申請書…………… (F - 6)
 輸出荷為替買取代金振込依頼書…………… (E - 12)
 輸出前貸依頼書…………… (E - 5)
 輸出報告書…………… (F - 4)
 輸入貨物の原産地又は船積地域に係る
 輸入承認申請理由書… (F - 26)
 輸入貨物代金の支払に関する報告書… (F - 30)
 輸入関係与信依頼書…………… (E - 22)

輸入許可前貨物引取承認申請書……………	(F - 43)	輸入報告書……………	(F - 21)
輸入検量証明書……………	(C - 18)	輸入割当申請書……………	(F - 24)
輸入承認証有効期間延長等承認申請書	(F - 22)	容積重量証明書……………	(B - 12)
輸入担保荷物保管証……………	(E - 30)	予定保険引受証……………	(D - 10)
輸入担保荷物保管に関する約定書……………	(E - 28)	予定保険申込書……………	(D - 7)
輸入通関受渡し依頼書……………	(C - 4)		
輸入代金支払方法確認申請書……………	(F - 23)	ラ行	
輸入手形関係金利・手数料等請求書……………	(E - 40)	ライダー (輸出)……………	(D - 4)
輸入取引承認申請書……………	(F - 33)	陸揚報告書……………	(C - 15)
輸入荷為替付属書類受領証 (E - 32)		陸積報告書……………	(B - 20)
輸入荷為替付帯荷物貸渡し依頼書……………	(E - 29)	リチェックング・レポート (C - 16)	
輸入荷為替付帯荷物引取保証依頼書……………	(E - 33)	領事送り状……………	(A - 12)
輸入に関する確認申請書……………	(F - 29)	累積加工・製造証明書……………	(F - 39)
輸入荷物担保差入証……………	(E - 31)	臨時開庁承認申請書……………	(F - 42)
輸入荷物引取保証に対する差入証……………	(E - 34)		
輸入荷物引取保証料請求書 (E - 39)			
輸入 (納税) 申告書……………	(F - 36)		
輸入貿易管理令第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定による輸入承認申請書……………			

INDEX

A	
Acceptance of Order	(A-5)
Acknowledgement of Order.	(A-5)
Advice of Arrival of Remittance.	(E-9)
Advice of Transfer of Documentary Credit	(E-8)
Application for Amendment to Documentary Credit	(E-26)
Application for Collection of Documentary Bill	(E-16)
Application for Documentary Credit.	(E-23)
Application for Marine Insurance	(D-2)
Application for Marine Insurance	(D-8)
Application for Negotiation of Documentary Bill (with L/C).	(E-11)
Application for Negotiation of Documentary Bill (without L/C)	(E-13)
Application for Provisional Marine Insurance.	(D-7)
Arrival Notice.	(C-1)
B	
Bill of Exchange	(E-10)
Bill of Lading	(B-23)
B/L.	(B-23)
C	
Cargo Boat Note	(C-13)
Cargo Manifest	(B-35)
Certificate and List of Measurement and/or Weight	(B-12)
Certificate of Containerized Cargo	(B-29)
Certificate of Insurance	(D-12)
Certificate of Materials Imported from Japan.	(F-38)
Certificate of Origin.	(A-11)
Certificate of Origin.	(F-37)
Claim Letter.	(D-15)
Claim Note.	(D-16)
CLP	(B-27)
Combined Transport Bill of Lading.	(B-24)
Combined Transport Document.	(B-24)
Commercial Invoice.	(A-9)
Commercial Letter of Credit	(E-25)
Commercial Letter of Credit Agreement.	(E-21)
Confirmation of Order	(A-5)
Consular Invoice	(A-12)
Container Load Plan	(B-27)
Contract	(A-8)
Cumulative Working/ Processing Certificate	(F-39)
Customs Invoice	(A-13)
D	
Debit Note.	(D-6)
Delivery Order	(C-7)
Delivery Order	(C-22)
Devanning Report	(C-17)
D/O	(C-7)
D/O	(C-22)
Dock Receipt	(B-21)
Documentary Credit	(E-25)
Documentary Letter of Credit	(E-25)
Documentary Letter of Credit Agreement.	(E-21)
D/R	(B-21)
Draft	(E-10)
Draft Survey Report	(B-37)
E	
Endorsement	(D-4)
Equipment Receipt (in)	(B-32)
Equipment Receipt (out)	(B-31)
E/R (in).	(B-32)
E/R (out).	(B-31)
Estimate	(A-2)
Exchange Buying Contract Slip	(E-4)
Exchange Selling Contract Slip.	(E-24)
F	
Forwarder's (Cargo) Receipt	(B-26)
Freight Debit Note	(C-5)
Freight Receipt.	(C-6)
G	
General Letter of Hypothecation	(E-1)
I	
Inspection of Analysis	(B-38)

Insurance Certificate (D-12)
 Insurance Declaration (D-5)
 Insurance Policy (D-3)
 Insurance Quotation (D-1)

L

Laydays Statement (C-12)
 Letter of Credit (E-25)
 Letter of Credit Agreement (E-21)
 Letter of Guarantee (*or* Guaranty) . . . (E-15)
 Letter of Indemnity (C-3)
 Letter of Indemnity (E-15)
 Letter of Subrogation (D-17)
 Letter of Transfer (D-17)
 L/G (E-15)
 L/I (C-3)
 Lighter List (C-10)
 Liner Waybill (B-25)
 Loading/Unloading Container List . . . (B-34)
 Log Certificate (C-19)

M

Marine Quotation (D-1)
 Marine Insurance Policy (D-3)
 Mate's Receipt (B-22)
 M/R (B-22)

N

Notice of Claim (D-13)
 Notice of Readiness (C-2)
 N/R (C-2)

O

Offer Sheet (A-3)
 Open Cover (D-9)
 Open Policy (D-9)
 Order Sheet (A-4)
 Order Sheet (B-13)
 Order Sheet (C-8)

P

Packing List (A-10)
 P/L (A-10)
 Price List (A-1)
 Purchase Note (A-7)

Q

Quotation (A-2)

R

Rechecking Report (C-16)
 Rider (D-4)

S

S/A (B-5)
 Sale(s) Note (A-6)
 Sea Protest (D-14)
 Sea Waybill (B-25)
 Selling Contract Slip (E-24)
 Shipping Application (B-5)
 Shipping Instructions (B-1)
 Shipping Instructions (B-2)
 Shipping Order (B-4)
 S/I (B-1)
 S/I (B-2)
 S/O (B-4)
 Statement of Claim (D-18)
 Statement of Premium Due (D-6)
 Statement of Settlement (D-18)
 Survey Report (B-36)
 Survey Report (C-24)
 Survey Report (C-25)

T

Tally Sheet (1) (B-16)
 Tally Sheet (2) (B-17)
 Tally Sheet (3) (C-9)
 Tally Sheet (4) (C-14)
 Time Charter Party (A-15)
 Time Sheet (C-11)
 T/R (E-30)
 Trust Receipt (E-30)

V

Vanning Report (B-28)
 Voyage Charter Party (A-15)

W

Warehouse Receipt (C-21)
 Waybill (B-25)

本協会の事業は、日本自転車振興会、財団法人日本船舶振興会、財団法人日本海運振興会からの資金援助ならびに賛助会員からの賛助会費によって行われています。

主要貿易書類とその定義

昭和56年7月15日

JASTPRO刊 80-20

禁無断転載 第2刷 500部

発行所 (財)日本貿易関係手続簡易化協会
東京都港区芝大門2-10-1
(第一大門ビル)
電話 (03) 437-6135